

# 津別町耐震改修促進計画

令和8年3月

津別町



# 目 次

<b>第1章 はじめに</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景 .....	1
2 計画の目的.....	1
3 対象区域・計画期間.....	1
4 計画の位置づけ .....	2
5 津別町の概要 .....	3
<b>第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標</b> .....	<b>7</b>
1 想定される地震及び被害状況調査 .....	7
(1) 想定地震.....	7
(2) 地震動評価.....	9
(3) 建物被害評価 .....	14
2 耐震化対策の現状の把握 .....	30
(1) 住宅の耐震化の現状 .....	30
(2) 特定建築物の耐震化の現状 .....	31
(3) 町が所有する公共建築物の耐震化の状況 .....	35
3 耐震化の目標設定 .....	36
<b>第3章 耐震化促進に向けた施策</b> .....	<b>37</b>
1 住宅・建築物の耐震化の促進に係わる基本的な取組み方針 .....	37
(1) 耐震化促進に向けた各主体の役割.....	37
(2) 実施する事業の方針.....	38
(3) 重点的に耐震化を推進すべき地域や建築物の考え方 .....	38
2 耐震化促進に向けた施策体系 .....	39
(1) 住宅の耐震診断及び耐震改修等の促進を図るための施策 .....	40
(2) 啓発及び知識の普及に関する施策.....	45
(3) 所管行政庁との連携.....	48
<b>参考資料</b> .....	<b>49</b>
1 特定建築物一覧.....	49
(1) 多数利用建築物 .....	49
(2) 指定避難所（拠点避難所）、2次避難所、福祉避難所 .....	49
(3) 町が所有する公共建築物.....	50



# 第1章 はじめに

## 1 計画策定の背景

津別町では計画的な耐震化の推進を図るため、平成21年度に平成22～27年度までを計画期間とする「津別町耐震改修促進計画」を策定し、平成27年度までの住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を定め、地震に強い住宅・建築物の確保や耐震改修・地震防災に対する住民意識の啓発、耐震改修に係る関連技術者の支援、特定建築物の耐震化の促進等を行ってきました。

また、平成29年度には当計画の見直しを行っていますが、令和2年度に計画期間が終了していることから、これまでの実施状況に関する調査・検証を行うとともに、国や道の目標を踏まえた新たな耐震化の目標を設定する必要があるため、改めて計画を策定します。

なお、計画の策定に当たって令和3年4月改定の「北海道耐震改修促進計画」とも調整を図りながら、作業を進めるものとします。

表 1-1 耐震改修促進法の変遷

年	関係法令の制定、改正	概要	主な背景
昭和55年	建築基準法改正 (新耐震基準の整備)	構造計算に動的な考え方を盛り込んだ、いわゆる「新耐震基準」を義務化。	宮城県沖地震 (昭和53年)
平成7年	耐震改修促進法制定	建築物の耐震性の向上を目的とした新たな法律を制定。 特定建築物所有者の耐震診断、耐震改修の責務を規定。	兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災:平成7年)
平成17年	耐震改修促進法改正	計画的な耐震化の促進を目的として、自治体による耐震改修促進計画の策定責務を法に規定。 特定建築物の範囲の拡大。	新潟県中越地震 (平成16年) 福岡県西方沖地震 (平成17年)
平成25年	耐震改修促進法改正	要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物の所有者に耐震診断の実績及び結果報告の義務を規定。 原則、全ての建築物の所有者に耐震診断、耐震改修の努力義務を規定。	岩手・宮城内陸地震 (平成20年) 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災:平成23年)

## 2 計画の目的

本計画は、国の基本方針や北海道耐震改修促進計画に基づき、大規模地震が発生した場合の建築物の倒壊などの被害及びこれに起因する生命、身体、財産等の被害を未然に防止するため、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、町内における建築物の耐震性の向上を図ることを目的とします。

## 3 対象区域・計画期間

本計画の対象区域は津別町全域とし、計画期間は国の基本方針、北海道耐震改修促進計画との整合性を図り、10年間(令和8～17年度)とします。

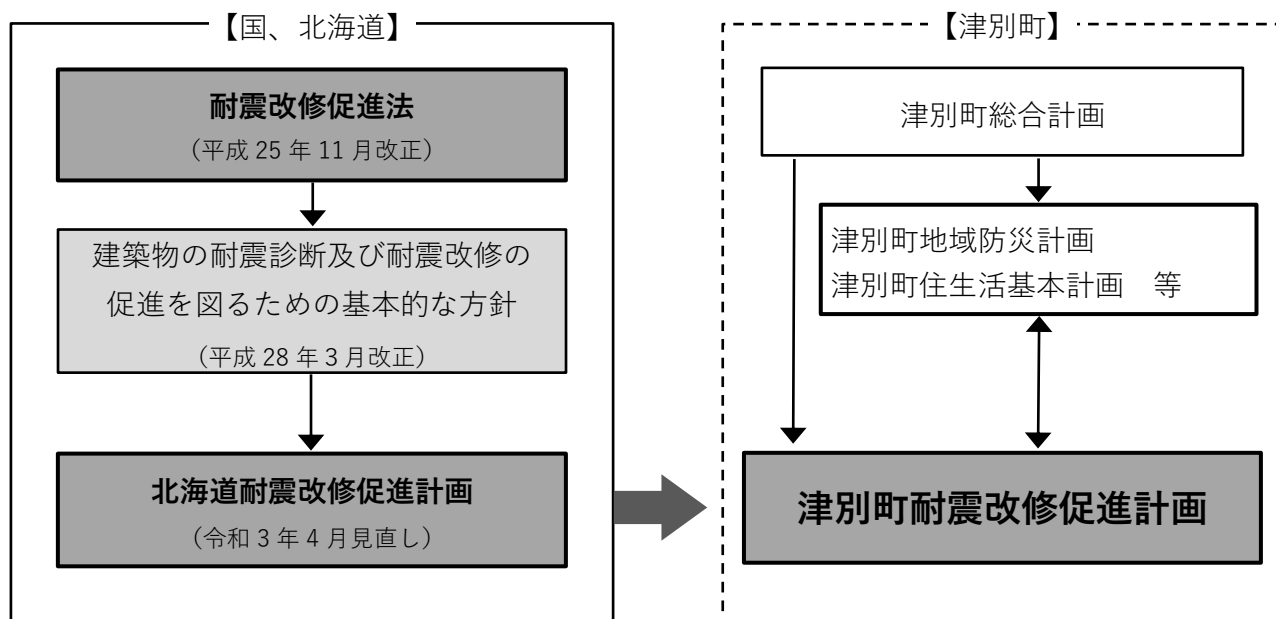
なお、社会情勢等が大きく変化し、本計画の見直しが必要となった場合は適宜見直しを行います。

#### 4 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条の「市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする」に基づき策定します。

本計画の策定にあたっては、上位計画、関連計画、その他分野別計画との整合性を図ります。

図 1-1 計画の位置づけ



## 5 津別町の概要

### (1) 位置・地形

北海道東部オホーツク圏の内陸部に位置し、東西37.2km、南北34.1km、総面積約716 km<sup>2</sup>に及び全道屈指の広汎な町域を有しています。

地形は、大別すると扇状に広がる河川流域の平地と、山地によって形成されており、阿寒・屈斜路湖両カルデラの外輪山地、北見に隣接する町界山地からなり、総面積の約86%を国・道有林などの森林が占めています。

気候は、道東地区の内陸気候帯に属しているため、夏は相当の高温を記録しますが、冬は流氷などの影響を受け寒冷で寒暖差が大きくなっています。また、降水量は少なく、晴天日数が大きいのが特徴で、日照率は全国有数を誇っています。

図 1-2 津別町の位置

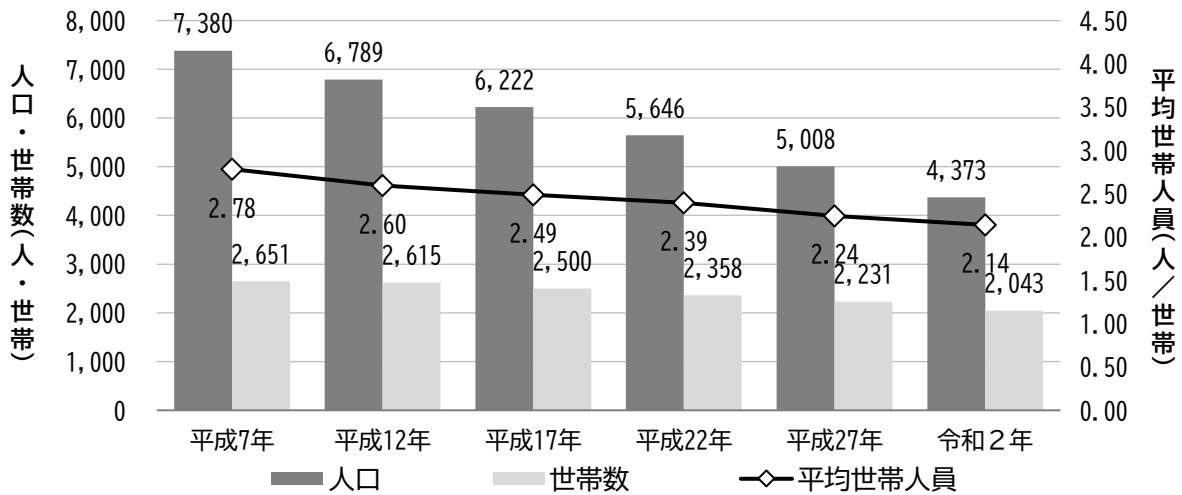


## (2) 人口・世帯

人口・世帯数は令和2年国勢調査では4,373人、2,043世帯となっています。推移をみると、人口、世帯数とも減少傾向です。

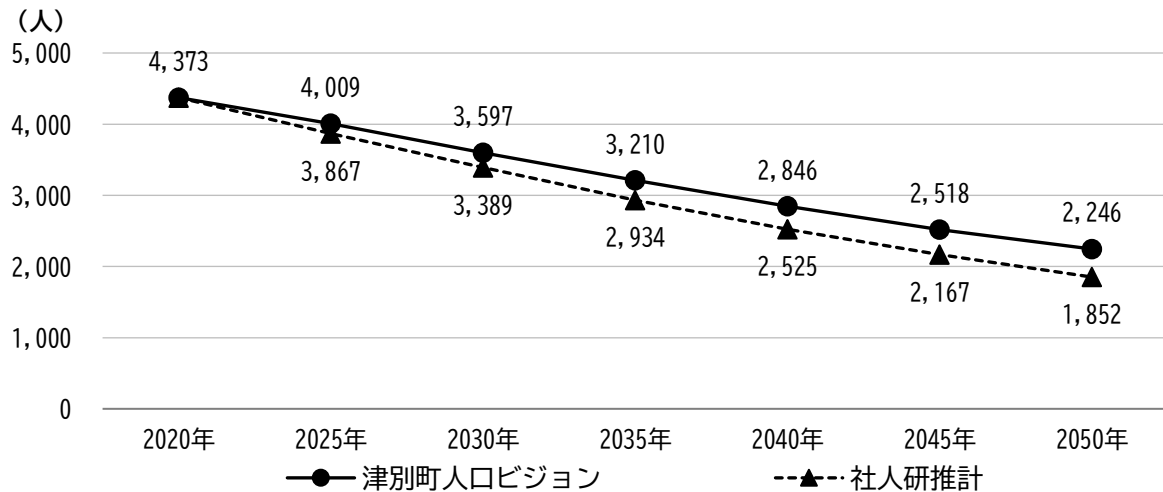
津別町人口ビジョンによる将来人口の推移をみると、2050年で社人研準拠の推計が1,852人、目標推計は2,246人となっています。

図 1-3 人口、世帯の推移



資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

図 1-4 将来人口の推計



資料：第2期津別町まち・ひと・しごと創生総合戦略、令和5年社人研推計

### (3) 住宅所有関係別世帯数

住宅所有関係別世帯数をみると、令和2年国勢調査では、持ち家が73.6%、公営借家が16.4%、民営借家が5.0%、給与住宅が3.5%となっています。全道、郡部<sup>1</sup>、オホーツク管内と比較すると、持ち家率、公営借家率が最も高く、民営借家率が最も低くなっています。

図 1-5 住宅所有関係別世帯構成比の比較

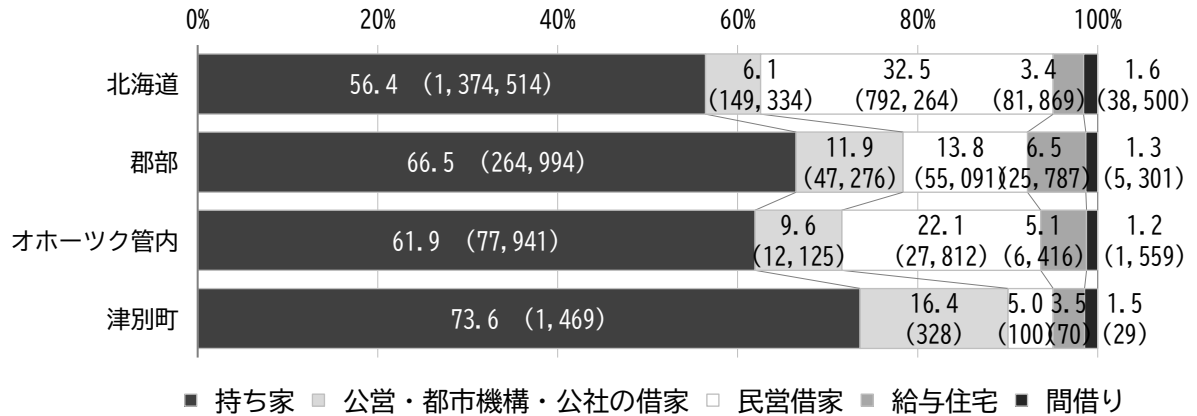
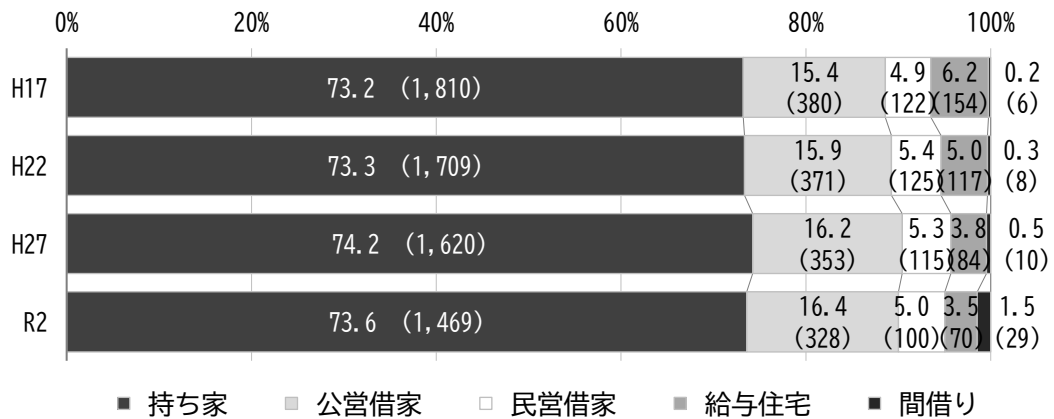


図 1-6 住宅所有関係別世帯構成比の推移



<sup>1</sup>郡部：市部を除く町村部

#### (4) 災害履歴

昭和 11 年 5 月に相生付近で、最大震度 2 程度の局地的な地震が多発しました。また、昭和 51 年 1 月 4 日から 5 日にも、恩根左沢国有林を震源とする最大震度 4 の地震が多発しています。プレート間地震としては、昭和 27 年の十勝沖地震、昭和 43 年十勝沖地震、昭和 48 年根室半島沖地震、平成 15 年十勝沖地震がありました。被害はありませんでした。

近年、震度 3 を超える地震は起こっていません。

表 1-2 津別町及び周辺の近年の主な地震歴

年月日	震度	震源地 (M : マグニチュード)
平成 19 年 4 月 27 日	震度 2	M5.2 十勝沖
平成 20 年 7 月 24 日	震度 2	M6.8 岩手県沿岸北部
平成 20 年 9 月 11 日	震度 2	M7.1 十勝沖
平成 23 年 3 月 11 日	震度 2	M9 三陸沖
平成 23 年 3 月 11 日	震度 2	M7.5 三陸沖
平成 23 年 4 月 7 日	震度 2	M7.2 宮城県沖
平成 23 年 6 月 23 日	震度 2	M6.9 岩手県沖
平成 23 年 10 月 21 日	震度 2	M6.3 上川地方中部
平成 24 年 3 月 14 日	震度 2	M6.9 三陸沖
平成 24 年 8 月 25 日	震度 2	M6.1 十勝地方南部
平成 24 年 12 月 7 日	震度 2	M7.3 三陸沖
平成 25 年 2 月 2 日	震度 3	M6.5 十勝地方南部
平成 27 年 6 月 4 日	震度 2	M5 網走地方
平成 27 年 11 月 28 日	震度 2	M5.6 根室半島南東沖
平成 28 年 1 月 14 日	震度 2	M6.7 浦河沖
平成 30 年 9 月 6 日	震度 2	M6.7 胆振地方中東部
平成 30 年 11 月 5 日	震度 2	M6.3 国後島付近
平成 31 年 3 月 2 日	震度 2	M6.2 根室半島南東沖
令和 2 年 5 月 24 日	震度 2	M3.2 網走地方
令和 2 年 5 月 31 日	震度 3	M5.6 十勝沖
令和 4 年 3 月 16 日	震度 2	M7.4 福島県沖
令和 4 年 9 月 26 日	震度 2	M3.6 網走地方
令和 4 年 9 月 27 日	震度 3	M3.4 網走地方
令和 5 年 2 月 25 日	震度 3	M6 釧路沖
令和 5 年 4 月 9 日	震度 2	M2.7 網走地方
令和 7 年 5 月 31 日	震度 2	M6 釧路沖

資料：気象庁ホームページ（令和 7 年 9 月 18 日時点）

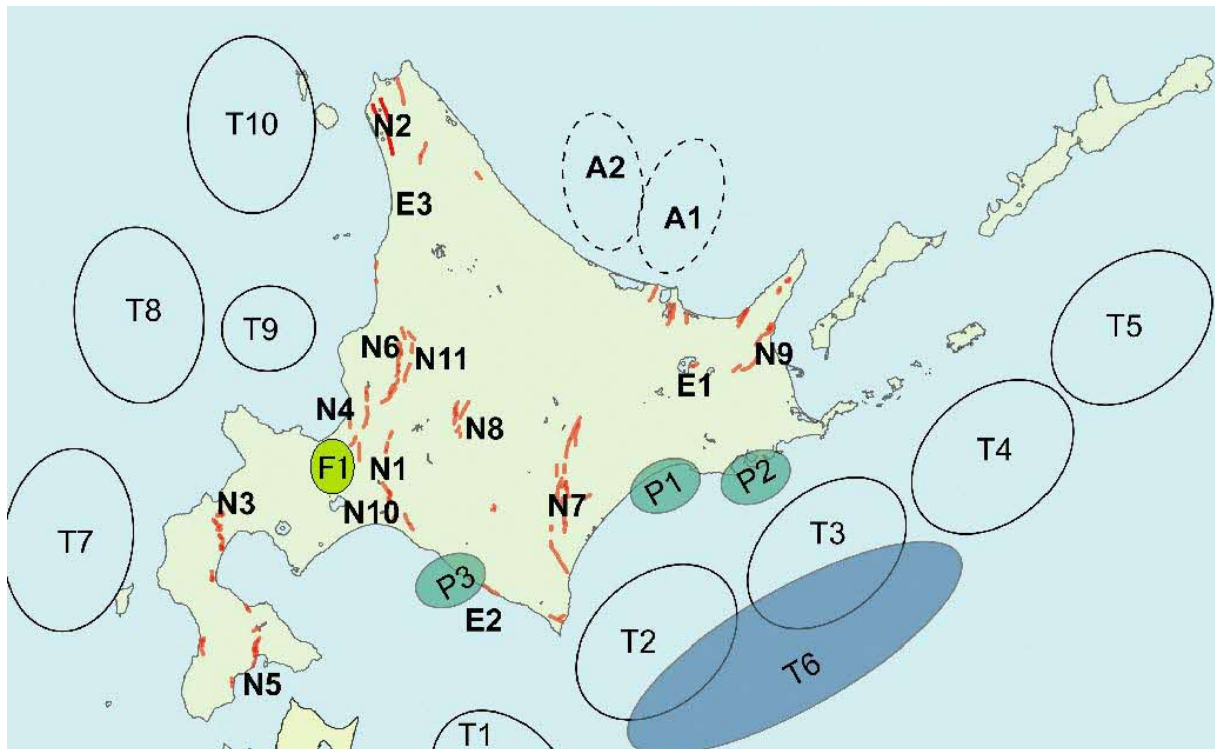
## 第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 1 想定される地震及び被害状況調査

#### (1) 想定地震

「北海道耐震改修促進計画」では、「北海道地域防災計画」に基づき海域で発生する海溝型（プレート境界）地震と、陸域などで発生する内陸型（地殻内）地震に大別して30の地震を想定しています。

図 2-1 北海道地域防災計画による想定地震の位置



資料：北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）

表 2-1 北海道地域防災計画による想定地震の概要（算定基準日：令和6年1月1日）

想定地震	地震規模 (M)	地震発生率		
		10年以内	30年以内	50年以内
<b>海溝型地震</b>				
千島海溝沿い				
超巨大地震（17世紀型）	8.8程度以上	2～10%	7～40%	10～60%
十勝沖	8.0～8.6程度	0.60%	10%程度	40%程度
根室沖	7.8～8.5程度	30%程度	80%程度	90%程度以上
色丹島沖及び択捉島沖	7.7～8.5前後	20%程度	60%程度	80%程度
ひとまわり小さい プレート間地震	十勝沖・根室沖 色丹島沖・択捉島沖	7.0～7.5程度	40%程度	80%程度
十勝沖から択捉島沖の海溝寄りのプレート間地震	Mt8.0程度	20%程度	50%程度	70%程度
沈み込んだプレート間のやや浅い地震	8.4前後	10%程度	30%程度	40%程度
沈み込んだプレート間のやや深い地震	7.8前後	20%程度	50%程度	70%程度
海溝軸の外側で発生する地震	8.2前後	－	－	－
<b>三陸～房総沖</b>				
超巨大地震 （東北地方太平洋沖型）	9.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
青森県東方沖及び岩手県沖北部	7.9程度	0.02%～5%	10%～30%	70～80%
宮城県沖	7.9程度	9%	20%程度	40%程度
<b>日本海東縁部</b>				
北海道北西沖の地震	7.8程度	0.002～0.04%	0.006～0.1%	0.01～0.2%
北海道西方沖の地震	7.5前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
北海道南西沖の地震	7.8前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
青森県西方沖の地震	7.7前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
<b>内陸型地震</b>				
活断層				
函館平野西縁断層帯	7.0～7.5程度	－	ほぼ0～1%	ほぼ0～2%
黒松内低地断層帯	7.3程度以上	－	2～5%以下	3～9%以下
石狩低地東縁断層帯（主部）	7.9程度	－	ほぼ0%	ほぼ0%
石狩低地東縁断層帯（南部）	7.7程度以上	－	0.2%以下	0.3%以下
当別断層	7.0程度	－	ほぼ0～2%	ほぼ0～4%
増毛山地東縁断層帯・沼田-砂川付近の断層帯 （増毛山地東縁断層帯）	7.8程度	－	0.6%以下	1%以下
増毛山地東縁断層帯・沼田-砂川付近の断層帯 （沼田-砂川付近の断層帯）	7.5程度	－	不明	不明
富良野断層帯（西部）	7.2程度	－	ほぼ0～0.03%	ほぼ0～0.06%
富良野断層帯（東部）	7.2程度	－	ほぼ0～0.01%	ほぼ0～0.02%
十勝平野断層帯（主部）	8.0程度	－	0.1～0.2%	0.2～0.3%
十勝平野断層帯（光地園断層帯）	7.2程度	－	0.1～0.4%	0.2～0.7%
標津断層帯	7.7程度以上	－	不明	不明
サロベツ断層帯	7.6程度	－	4%以下	7%以下

※「地震規模（M）」の欄の数値はマグニチュードを表す（Mt：津波マグニチュード）

資料：北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）令和7年1月

## (2) 地震動評価

想定地震における津別町内の最大震度は以下のとおりです。標津断層帯（45\_5）と十勝平野断層帯主部（45\_5）が震度階級で6弱となり最大となります。

表 2-2 想定地震における津別町内の平均震度・最大震度

	想定地震	モデル	最大震度		平均震度	
			震度階級	震度	震度階級	震度
1	標津断層帯	30_1	5.4	5強	4.8	5弱
2		45_5	<b>5.6</b>	<b>6弱</b>	<b>5.0</b>	<b>5弱</b>
3	十勝平野断層帯主部	30_3	5.3	5強	4.9	5弱
4		45_2	4.5	5弱	4.1	4
5		45_5	<b>5.6</b>	<b>6弱</b>	<b>5.1</b>	<b>5強</b>
6	富良野断層帯西部	30_2	4.0	4	3.5	4
7		30_5	4.0	4	3.5	4
8		45_3	4.0	4	3.5	4
9	増毛山地東縁断層帯	30_2	4.1	4	3.5	4
10		45_1	4.2	4	3.8	4
11		45_2	4.1	4	3.5	4
12		45_3	4.1	4	3.6	4
13		45_4	4.2	4	3.7	4
14		45_5	3.9	4	3.4	—
15	沼田-砂川付近の断層帯	30_3	4.1	4	3.5	4
16		30_4	4.0	4	3.6	4
17		45_1	4.1	4	3.7	4
18		45_2	3.9	4	3.4	—
19		45_3	4.1	4	3.6	4
20	45_4	4.1	4	3.6	4	
21	当別断層帯	30_2	—	—	—	—
22		30_5	—	—	—	—
23	石狩低地東縁断層帯主部	(北) 深さ7km30_1	4.0	4	3.5	—
24		(北) 深さ7km30_5	4.0	4	3.5	—
25		(北) 深さ7km45_1	4.0	4	3.5	—
26		(北) 深さ3km30_2	3.7	4	3.2	—
27		(北) 深さ3km45_2	3.7	4	3.2	—
28		(北) 深さ3km45_3	3.9	4	3.4	—
29		(北) 深さ3km45_5	3.9	4	3.4	—
30		(南) 深さ3km45_2	3.2	—	—	—
31		(南) 深さ3km45_5	3.3	—	—	—
32	石狩低地東縁断層帯南部	深さ7km30_5	3.8	4	—	—
33		深さ3km30_2	3.7	4	—	—
34		深さ3km30_3	3.8	4	—	—
35		深さ3km30_5	3.8	4	—	—
36	黒松内低地断層帯	30_5	—	—	—	—
37		45_3	—	—	—	—
38		45_4	—	—	—	—
39	函館平野西縁断層帯	45_2	—	—	—	—
40		45_3	—	—	—	—
41	サロベツ断層帯北延長	30_2	4.1	4	3.5	4
42		30_3	3.7	4	3.1	—
43		30_5	3.8	4	3.2	—
44	札幌市直下	西札幌背斜	—	—	—	—
45		月寒背斜	—	—	—	—
46		野幌丘陵 45_1	—	—	—	—

想定地震	モデル	最大震度		平均震度		
		震度階級	震度	震度階級	震度	
47	根室沖		4.9	5弱	4.5	4
48	十勝沖		5.3	5強	4.9	5弱
49	三陸沖北部		4.5	5弱	0.0	—
50	北海道北西沖	No_2	4.5	5弱	4.0	4
51		No_5	4.1	4	3.6	4
52	北海道南西沖	No_2	—	—	—	—
53	北海道留萌沖	N193No_1	4.3	4	3.8	4
54		N225No_2	4.4	4	3.9	4

※1 町内を250mメッシュに分割し、メッシュ毎に計算された震度の最大値

※2 町内を250mメッシュに分割し、メッシュ毎に計算された震度の平均値

(参考) 気象庁震度階級表

震度階級	計測震度	震度階級	計測震度
0	0.5 未満	5弱	4.5 - 5.0 未満
1	0.5 - 1.5 未満	5強	5.0 - 5.5 未満
2	1.5 - 2.5 未満	6弱	5.5 - 6.0 未満
3	2.5 - 3.5 未満	6強	6.0 - 6.5 未満
4	3.5 - 4.5 未満	7	6.5 以上



## ②十勝平野断層帯主部（45\_5）における震度分布

十勝平野断層帯主部（45\_5）における震度分布（250mメッシュ）をみると、町内ほぼ全域で震度5弱から5強となっており、一部、二又、布川、相生付近では震度6弱の地域もみられる状況となっています。

図 2-3 十勝平野断層帯主部における震度分布

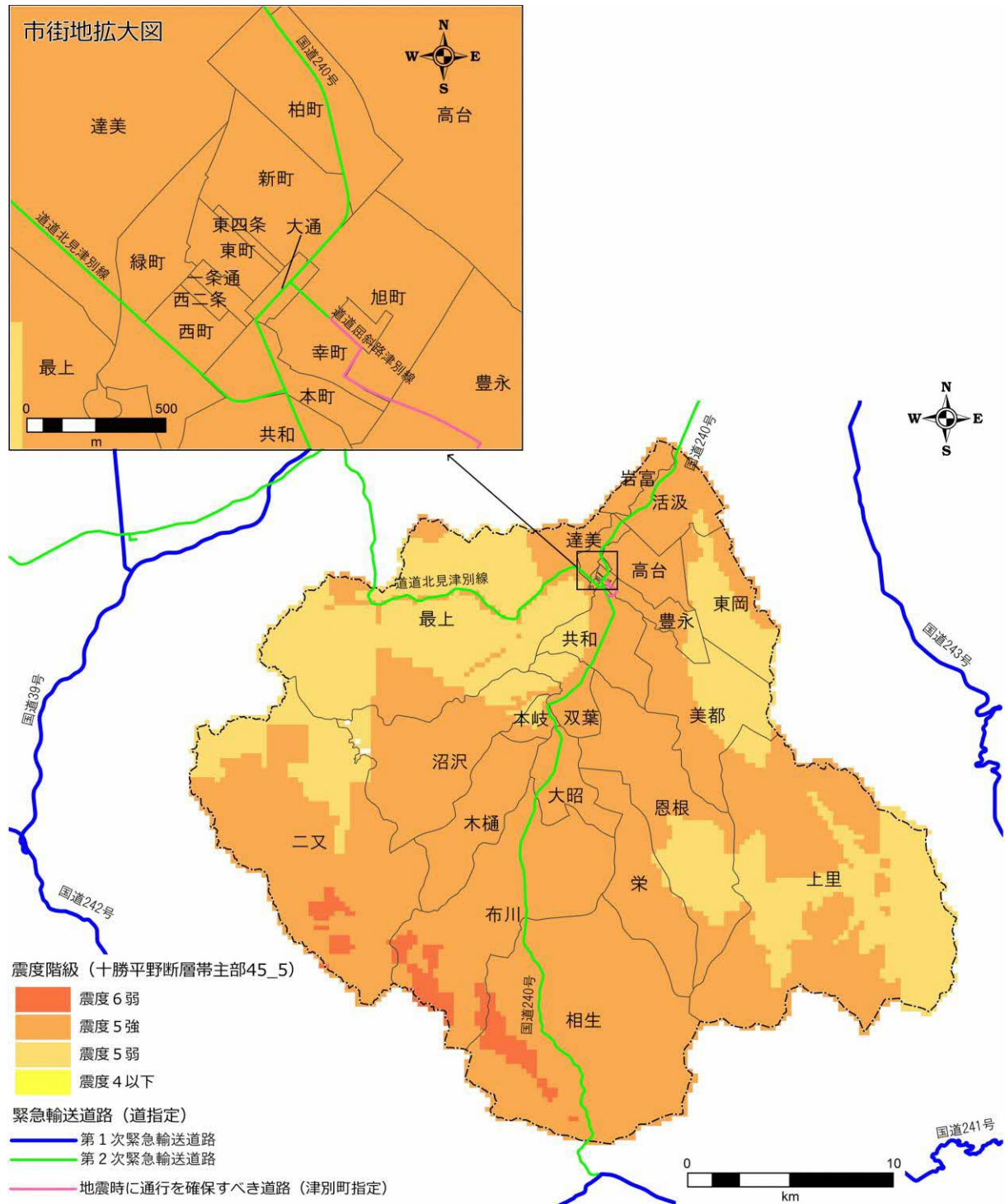


表 2-3 標津断層帯 (45\_5) 及び十勝平野断層帯主部 (45\_5) 地震における  
字別最大震度・平均震度

	字名	面積 (km <sup>2</sup> )	標津断層帯 45_5		十勝平野断層帯 45_5	
			最大震度	平均震度	最大震度	平均震度
1	東岡	19.29	5.6	5.2	5.4	5.0
2	活汲	13.51	5.6	5.3	5.4	5.2
3	岩富	4.29	5.4	5.3	5.3	5.2
4	達美	2.83	5.3	5.2	5.3	5.2
5	最上	100.33	5.3	4.8	5.3	5.0
6	幸町	0.09	5.2	5.2	5.2	5.2
7	本町	0.10	5.2	5.1	5.2	5.2
8	大通	0.03	5.2	5.2	5.2	5.2
9	一条通	0.02	5.2	5.1	5.2	5.1
10	西二条	0.01	5.1	5.1	5.1	5.1
11	東四条	0.01	5.1	5.1	5.2	5.1
12	柏町	0.22	5.2	5.2	5.2	5.1
13	緑町	0.21	5.3	5.1	5.3	5.2
14	新町	0.18	5.2	5.1	5.2	5.1
15	旭町	0.23	5.2	5.2	5.2	5.2
16	高台	9.50	5.5	5.3	5.5	5.3
17	豊永	6.33	5.5	5.1	5.5	5.1
18	美都	28.85	5.5	5.1	5.5	5.1
19	上里	120.30	5.3	5.1	5.3	5.0
20	共和	15.07	5.5	5.2	5.5	5.2
21	恩根	44.18	5.3	5.1	5.3	5.2
22	栄	23.58	5.2	5.0	5.4	5.2
23	双葉	8.39	5.3	5.1	5.3	5.2
24	沼沢	38.11	5.2	4.8	5.4	5.0
25	本岐	3.34	5.3	5.1	5.5	5.2
26	木樋	21.17	5.3	5.0	5.5	5.2
27	二又	93.85	5.1	4.7	5.5	5.2
28	大昭	11.28	5.2	5.1	5.4	5.3
29	布川	57.67	5.2	5.0	5.6	5.4
30	相生	93.33	5.2	5.0	5.5	5.3
31	東町	0.05	5.1	5.1	5.2	5.1
32	西町	0.06	5.2	5.1	5.2	5.1
町全体		716.40	5.6	5.0	5.6	5.1

※字名については、国勢調査の小地域を使用しているため、「東町」には東二条及び東三条が含まれており、「西町」には西三条及び西四条が含まれている。

### (3) 建物被害評価

#### ①地震規模別にみた建物被害の想定

北海道では、「平成 28 年度地震被害想定調査結果（平成 30 年 2 月）」により、地震の計測震度と構造別・建築年別の建築物被害を表 2-6 及び図 2-6 のとおり想定しています。木造建築物において、多雪区域（垂直積雪量 1.0m 以上の地域）では、積雪時の積雪荷重を考慮しています。

昭和 56 年以前（旧耐震基準）で建てられた建築物は、昭和 57 年以降（新耐震基準）に建てられた建築物に比べて全壊率・全半壊率が高く、また、積雪時の積雪荷重を考慮した冬の場合には、冬以外に比べて全壊率・全半壊率が高くなると想定しています。

表 2-4 木造建築物の震度と被害率の関係

(冬) ※本町の対象

(冬以外)

震度	全壊被害率			全半壊被害率		
	1971 (S46)	1972 -1981 (S47-56)	1982 (S57) 以降	1971 (S46)	1972 -1981 (S47-56)	1982 (S57) 以降
	以前			以前		
5.0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5.1	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%
5.2	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%
5.3	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%
5.4	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.4%	0.0%
5.5	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.8%	0.0%
5.6	0.1%	0.1%	0.0%	2.0%	1.6%	0.0%
5.7	0.3%	0.3%	0.0%	3.4%	3.3%	0.1%
5.8	0.6%	0.6%	0.0%	6.6%	4.9%	0.2%
5.9	1.4%	1.2%	0.0%	11.0%	8.1%	0.4%
6.0	2.6%	2.0%	0.0%	16.5%	13.7%	0.9%
6.1	5.4%	4.0%	0.1%	25.2%	18.6%	1.5%
6.2	9.4%	6.9%	0.3%	34.6%	27.9%	3.2%
6.3	16.5%	12.2%	0.7%	46.3%	35.6%	5.2%
6.4	25.2%	18.6%	1.5%	57.1%	45.1%	8.4%
6.5	36.9%	27.9%	3.2%	66.4%	55.7%	13.4%
6.6	48.5%	37.5%	5.7%	76.8%	64.8%	19.3%
6.7	61.0%	50.6%	10.7%	84.4%	74.7%	28.2%
6.8	72.8%	62.0%	17.2%	90.2%	82.1%	37.4%
6.9	82.5%	71.3%	24.7%	94.3%	88.0%	47.6%
7.0	89.0%	80.4%	35.1%	96.7%	92.0%	56.9%

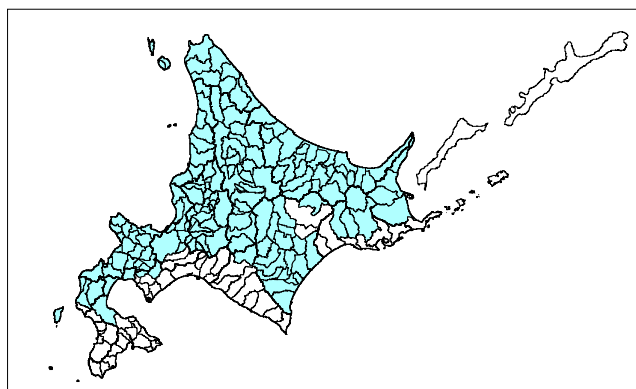
(参考)

建築基準法施行細則第 17 条第 1 項で規定

される多雪区域

(垂直積雪量 100 センチメートル以上の区域)

※旧 212 市町村で図示



### 参考：昭和 56 年以前と昭和 57 年以降の区分について（耐震基準について）

現在の耐震基準の原型は昭和 56 年 6 月 1 日に施行された改正建築基準法によるもので、それ以前の耐震基準が「旧耐震基準」、それ以降は「新耐震基準」と呼ばれています。

- ・旧耐震基準 「震度 5 程度の地震で倒壊しない建物であること」
- ・新耐震基準 「中規模の地震（震度 5 強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度 6 強から震度 7 程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこと」

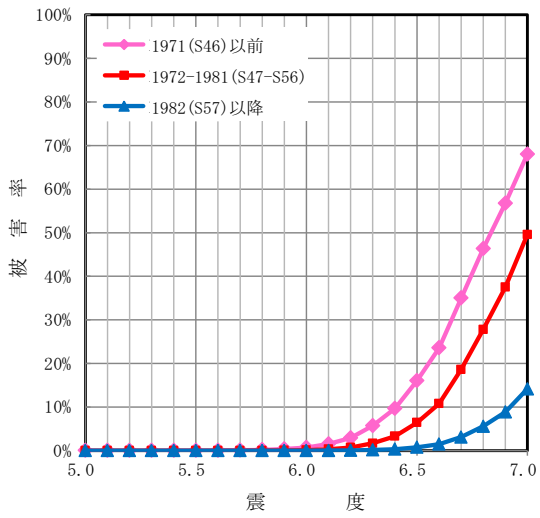
中規模の地震に対しては、倒壊だけでなく損傷を防ぐ、また大規模の地震に対しても、倒壊を防ぐという点が大きく変更になりました。

※上記の建築基準法の改正により、本計画において、以下の表現で示しています。

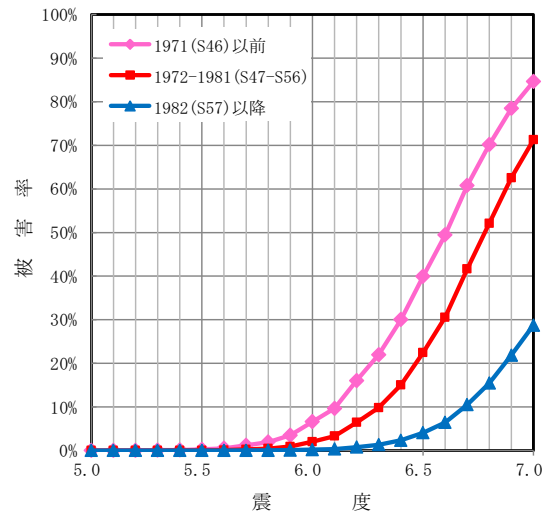
昭和 56 年 5 月 31 日以前を「昭和（S）56 年以前（旧耐震基準）」

昭和 56 年 6 月 1 日以降を「昭和（S）57 年以降（新耐震基準）」

図 2-4 震度と構造別全半壊率との関係  
【木造（冬以外）】

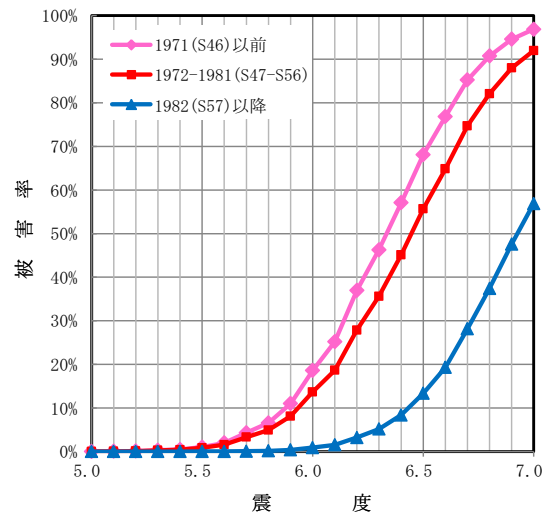
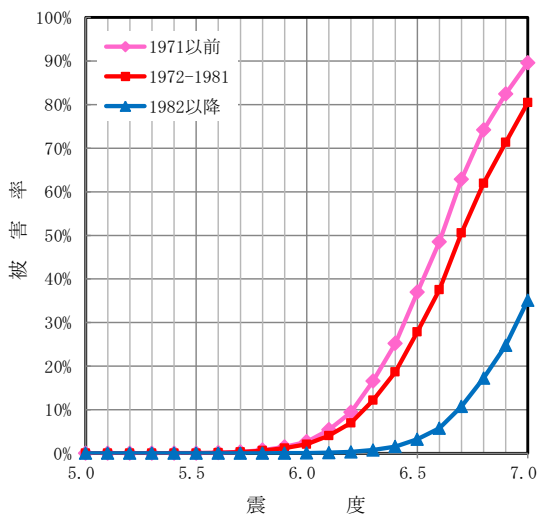


震度と木造全壊率との関係



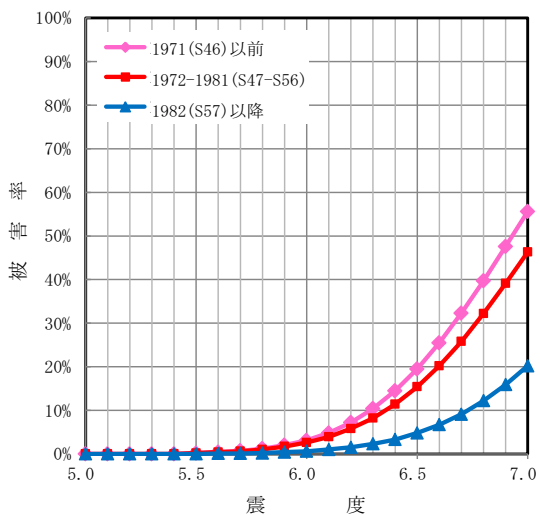
震度と木造全半壊率との関係

【木造（冬）】

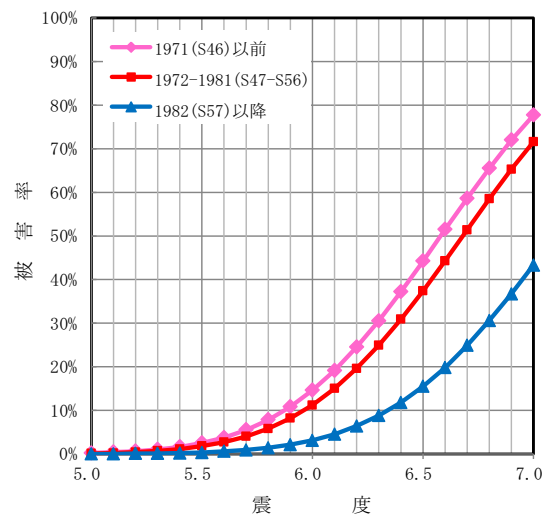


震度と木造全半壊率との関係

【非木造】



震度と非木造全壊率との関係



震度と非木造全半壊率との関係

## ②想定地震による被害想定

想定地震において震度が最大となる標津断層帯（45\_5）の冬の場合、町全体では人的被害総数は1人で死者0人、重傷者0人、軽傷者1人、また建物被害総数は15棟で全半壊率は0.4%です。

表 2-5 被害が最大となる地震に係る被害想定

想定地震	モデル	最大震度	最大震度 階級	想定時期	全半壊 棟数 (棟)	全半壊率 (%)	死者数	負傷者数		
								重傷者数	軽傷者数	
標津断層帯	45_5	5.6	6弱	冬	15	0.4%	0	1	0	1
				冬以外	7	0.2%	0	1	0	0
十勝平野断層帯主部	45_5	5.6	6弱	冬	13	0.4%	0	1	0	1
				冬以外	7	0.2%	0	0	0	0

### a. 標津断層帯 (45\_5) における被害想定

標津断層帯 (45\_5) における全半壊棟数は、冬の場合の豊永が最も多く 4 棟となっており、次いで活汲と共和がそれぞれ 3 棟となっています。

全半壊率をみると、東岡と高台がともに 1%以上ですが、それ以外の地域は 1%未満となっています。

図 2-5 標津断層帯 (45\_5) における全半壊棟数 (冬の場合)

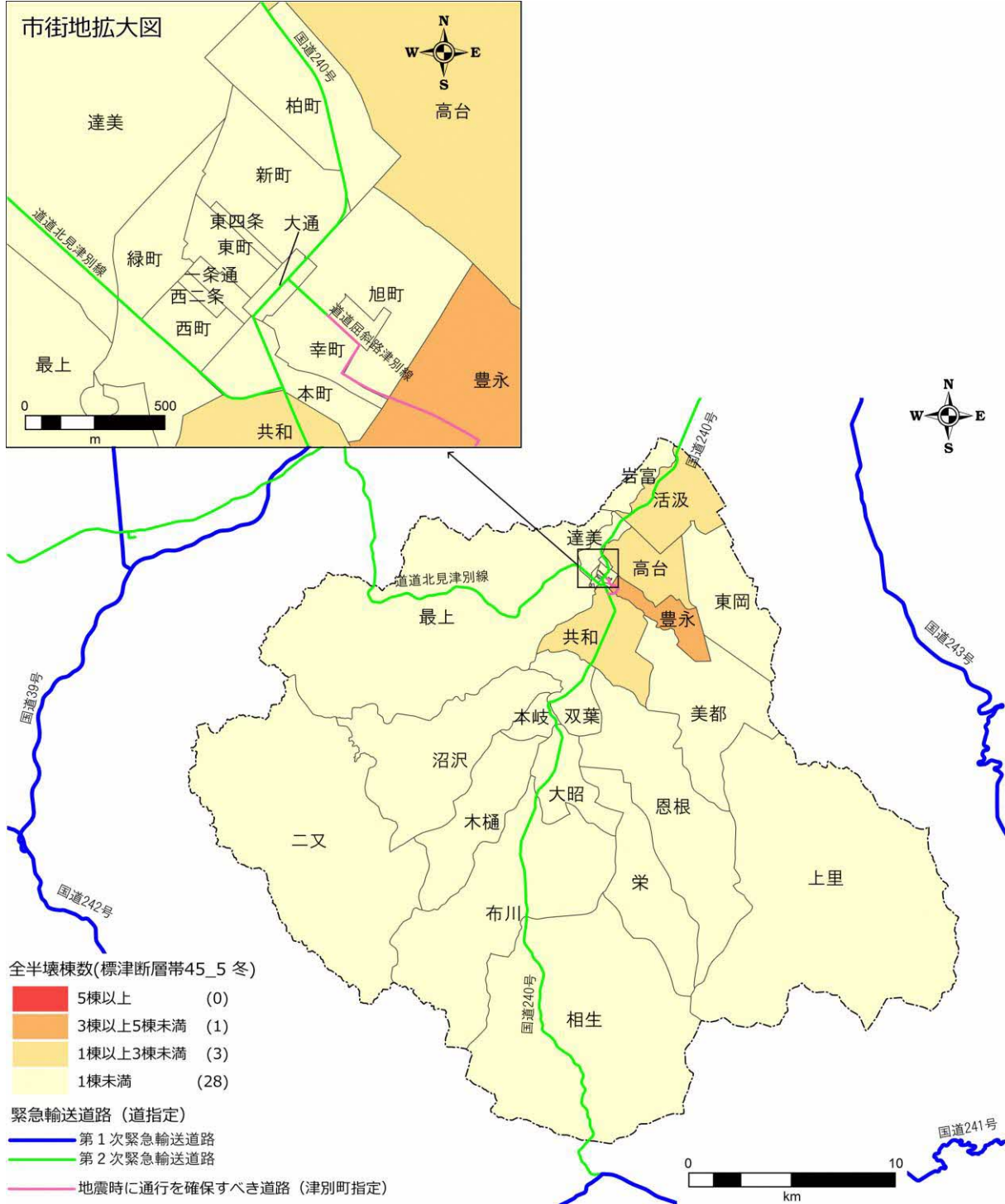


図 2-6 標津断層帯 (45\_5) における全半壊率 (冬の場合)

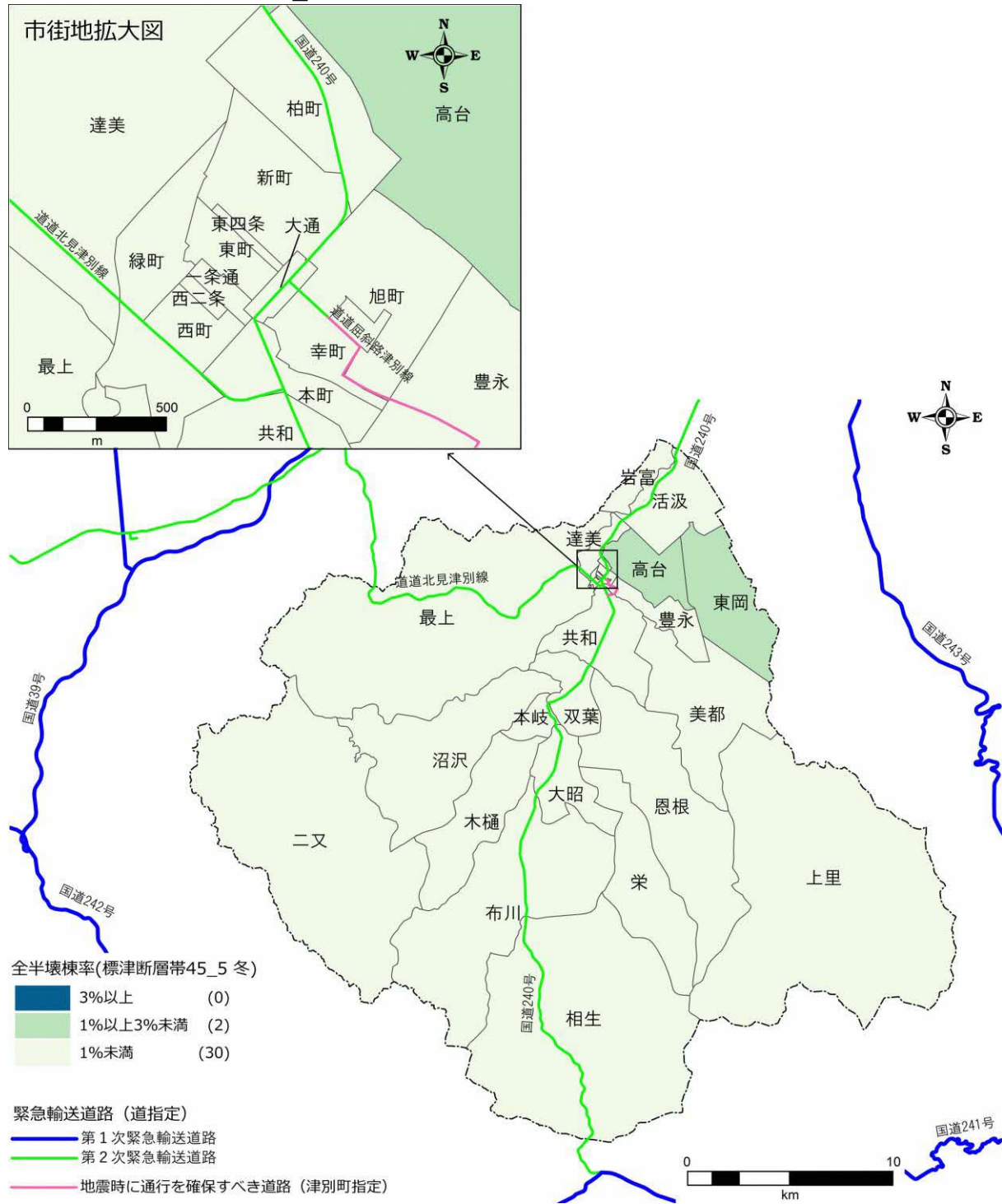


表 2-6 標津断層帯 (45\_5) における被害想定 (冬の場合)

	字名	面積 (km <sup>2</sup> )	建築物数 (棟)	全半壊棟数 (棟)	全半壊率 (%)	死者数	負傷者数	重傷者数	軽傷者数
1	東岡	19.29	48	1	1.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
2	活汲	13.51	294	3	0.9%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
3	岩富	4.29	52	0	0.5%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
4	達美	2.83	253	1	0.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
5	最上	100.33	91	0	0.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
6	幸町	0.09	115	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
7	本町	0.10	75	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
8	大通	0.03	36	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
9	一条通	0.02	63	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
10	西二条	0.01	32	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
11	東四条	0.01	22	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
12	柏町	0.22	51	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
13	緑町	0.21	194	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
14	新町	0.18	47	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
15	旭町	0.23	182	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
16	高台	9.50	134	1	1.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
17	豊永	6.33	575	4	0.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
18	美都	28.85	49	0	0.7%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
19	上里	120.30	50	0	0.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
20	共和	15.07	501	2	0.5%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
21	恩根	44.18	83	0	0.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
22	栄	23.58	26	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
23	双葉	8.39	36	0	0.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
24	沼沢	38.11	34	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
25	本岐	3.34	66	0	0.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
26	木樋	21.17	27	0	0.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
27	二又	93.85	26	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
28	大昭	11.28	113	0	0.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
29	布川	57.67	43	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
30	相生	93.33	162	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
31	東町	0.05	57	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
32	西町	0.06	50	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
町全体		716.40	3,587	15	0.4%	0	1	0	1

※字名については、国勢調査の小地域を使用しているため、「東町」には東二条及び東三条が含まれており、「西町」には西三条及び西四条が含まれている。

図 2-7 標津断層帯 (45\_5) における全半壊棟数 (冬以外)

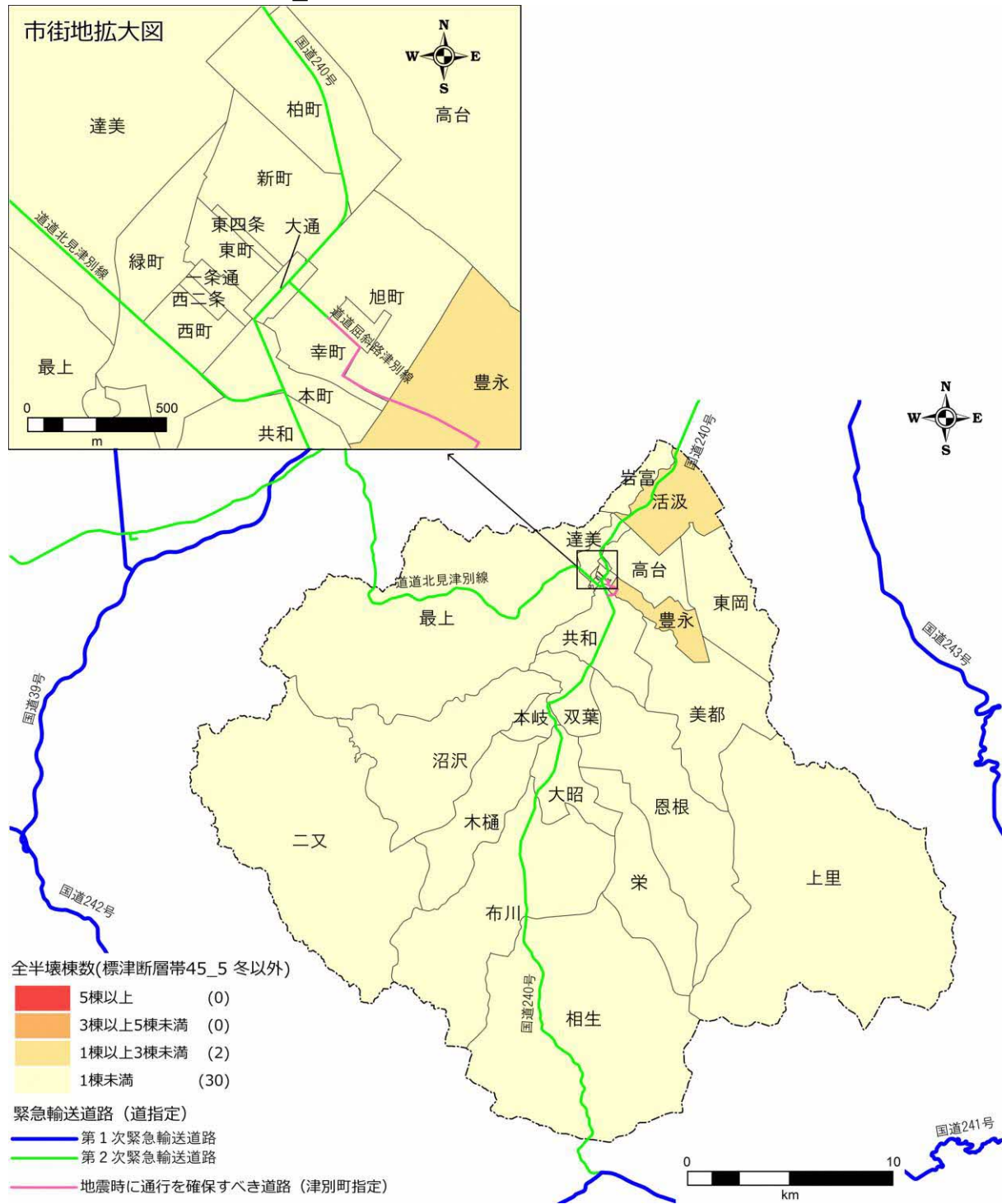


図 2-8 標津断層帯 (45\_5) における全半壊率 (冬以外)

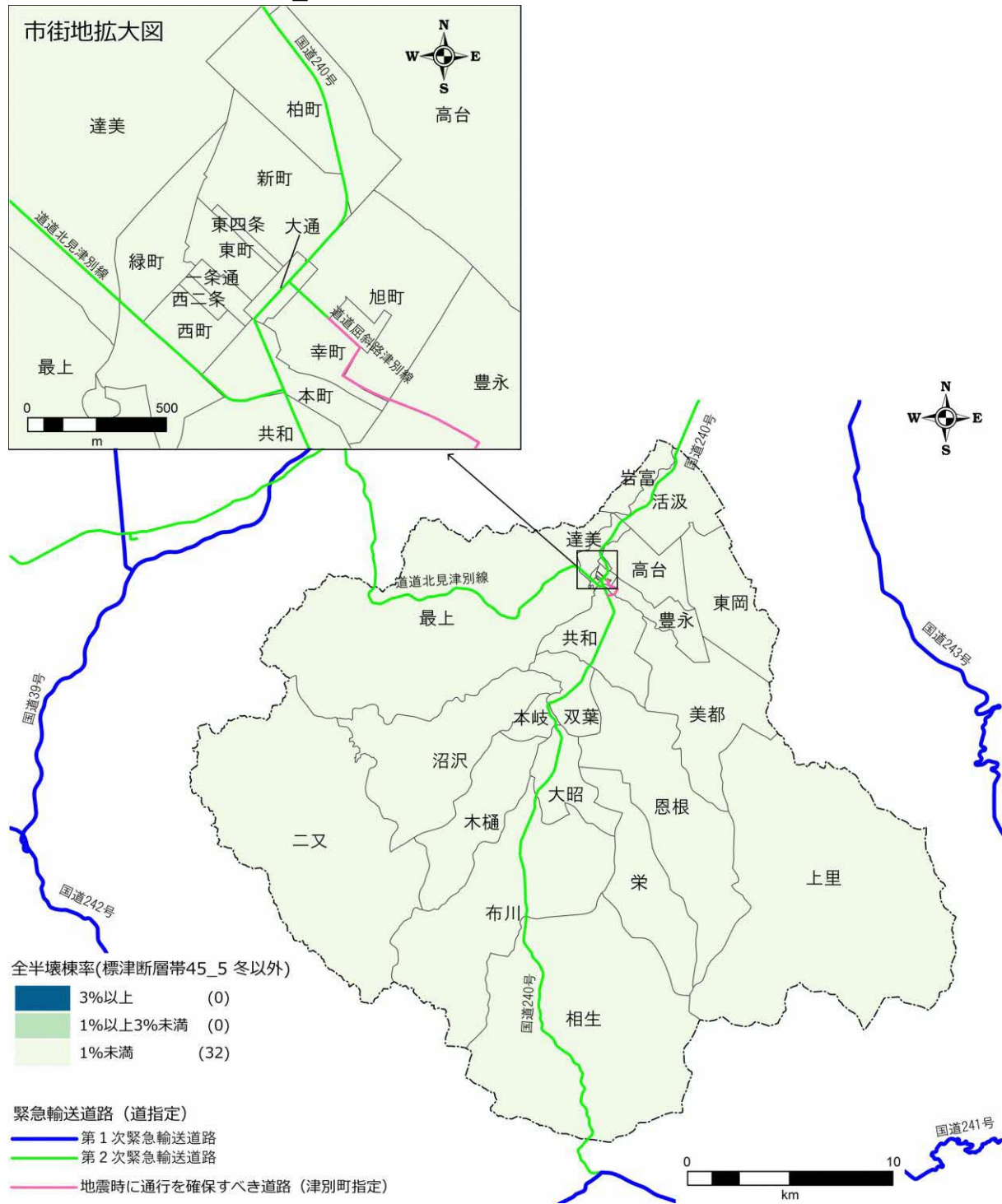


表 2-7 標津断層帯 (45\_5) における被害想定 (冬以外)

	字名	面積 (km <sup>2</sup> )	建築物数 (棟)	全半壊棟数 (棟)	全半壊率 (%)	死者数	負傷者数		
							重傷者数	軽傷者数	
1	東岡	19.29	48	0	0.8%	1未満	1未満	1未満	1未満
2	活汲	13.51	294	2	0.6%	1未満	1未満	1未満	1未満
3	岩富	4.29	52	0	0.4%	1未満	1未満	1未満	1未満
4	達美	2.83	253	0	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
5	最上	100.33	91	0	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
6	幸町	0.09	115	0	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
7	本町	0.10	75	0	0.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
8	大通	0.03	36	0	0.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
9	一条通	0.02	63	0	0.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
10	西二条	0.01	32	0	0.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
11	東四条	0.01	22	0	0.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
12	柏町	0.22	51	0	0.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
13	緑町	0.21	194	0	0.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
14	新町	0.18	47	0	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
15	旭町	0.23	182	0	0.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
16	高台	9.50	134	1	0.5%	1未満	1未満	1未満	1未満
17	豊永	6.33	575	2	0.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
18	美都	28.85	49	0	0.5%	1未満	1未満	1未満	1未満
19	上里	120.30	50	0	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
20	共和	15.07	501	1	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
21	恩根	44.18	83	0	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
22	栄	23.58	26	0	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
23	双葉	8.39	36	0	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
24	沼沢	38.11	34	0	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
25	本岐	3.34	66	0	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
26	木樋	21.17	27	0	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
27	二又	93.85	26	0	0.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
28	大昭	11.28	113	0	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
29	布川	57.67	43	0	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
30	相生	93.33	162	0	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
31	東町	0.05	57	0	0.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
32	西町	0.06	50	0	0.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
	町全体	716.40	3,587	7	0.2%	0	1	0	0

※字名については、国勢調査の小地域を使用しているため、「東町」には東二条及び東三条が含まれており、「西町」には西三条及び西四条が含まれている。

### b. 十勝平野断層帯主部（45\_5）における被害想定

十勝平野断層帯主部（45\_5）における全半壊棟数は、冬の場合の共和と豊永が最も多く、ともに2棟となっており、次いで活汲が2棟となっています。

全半壊率をみると、冬の場合の二又と布川で1%以上となっており、その他の地域では1%未満となっています。

図 2-9 十勝平野断層帯主部（45\_5）における全半壊棟数（冬の場合）

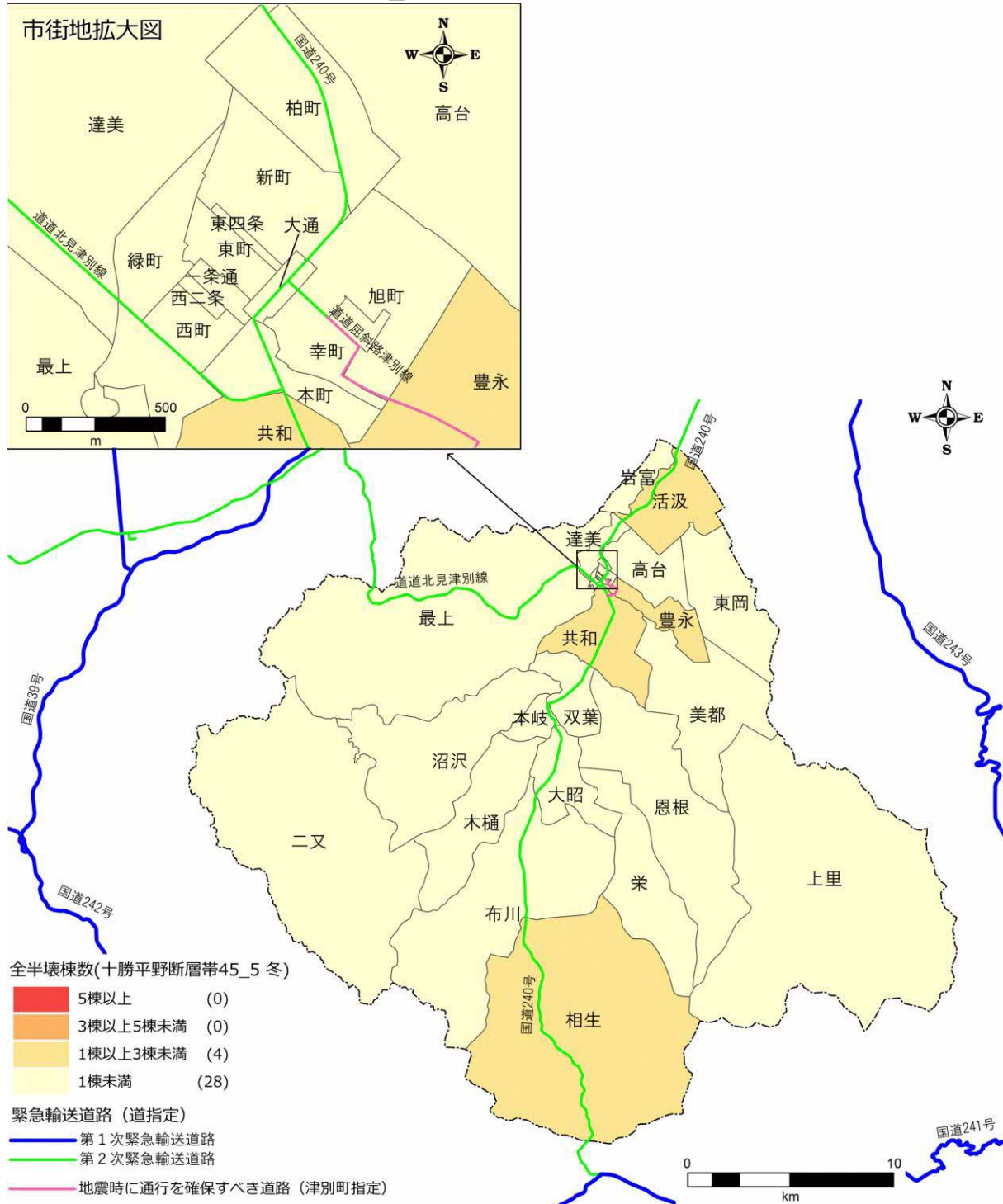


図 2-10 十勝平野断層帯主部 (45\_5) における全半壊率 (冬の場合)

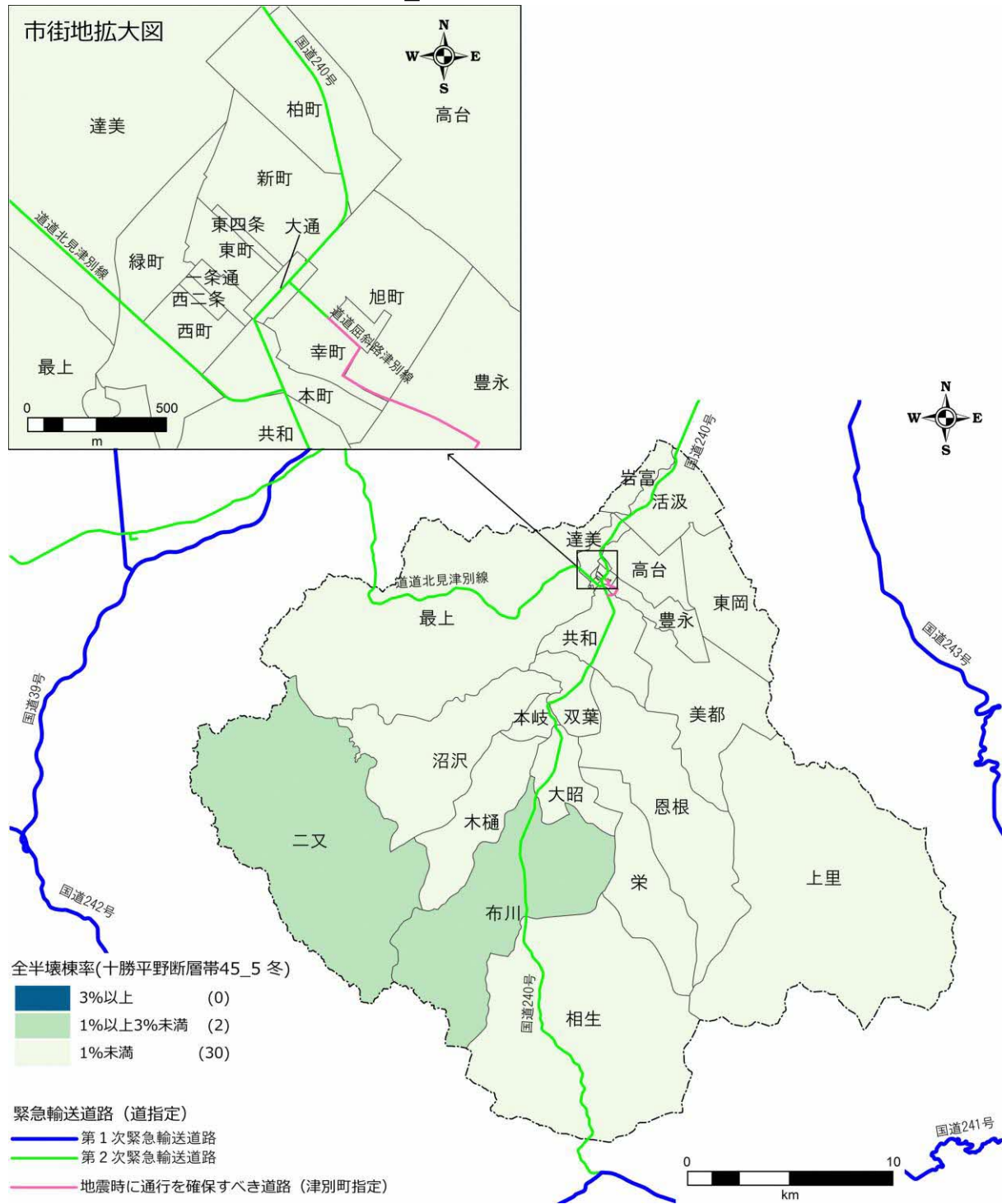


表 2-8 十勝平野断層帯主部 (45\_5) における被害想定 (冬の場合)

	字名	面積 (km <sup>2</sup> )	建築物数 (棟)	全半壊棟数 (棟)	全半壊率 (%)	死者数	負傷者数	負傷者数	
								重傷者数	軽傷者数
1	東岡	19.29	48	0	0.5%	1未満	1未満	1未満	1未満
2	活汲	13.51	294	1	0.5%	1未満	1未満	1未満	1未満
3	岩富	4.29	52	0	0.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
4	達美	2.83	253	1	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
5	最上	100.33	91	0	0.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
6	幸町	0.09	115	0	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
7	本町	0.10	75	0	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
8	大通	0.03	36	0	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
9	一条通	0.02	63	0	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
10	西二条	0.01	32	0	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
11	東四条	0.01	22	0	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
12	柏町	0.22	51	0	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
13	緑町	0.21	194	0	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
14	新町	0.18	47	0	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
15	旭町	0.23	182	0	0.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
16	高台	9.50	134	1	0.6%	1未満	1未満	1未満	1未満
17	豊永	6.33	575	2	0.4%	1未満	1未満	1未満	1未満
18	美都	28.85	49	0	0.5%	1未満	1未満	1未満	1未満
19	上里	120.30	50	0	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
20	共和	15.07	501	2	0.5%	1未満	1未満	1未満	1未満
21	恩根	44.18	83	0	0.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
22	栄	23.58	26	0	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
23	双葉	8.39	36	0	0.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
24	沼沢	38.11	34	0	0.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
25	本岐	3.34	66	0	0.6%	1未満	1未満	1未満	1未満
26	木樋	21.17	27	0	0.8%	1未満	1未満	1未満	1未満
27	二又	93.85	26	0	1.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
28	大昭	11.28	113	0	0.4%	1未満	1未満	1未満	1未満
29	布川	57.67	43	1	1.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
30	相生	93.33	162	1	0.8%	1未満	1未満	1未満	1未満
31	東町	0.05	57	0	0.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
32	西町	0.06	50	0	0.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
町全体		716.40	3,587	13	0.4%	0	1	0	1

※字名については、国勢調査の小地域を使用しているため、「東町」には東二条及び東三条が含まれており、「西町」には西三条及び西四条が含まれている。

図 2-11 十勝平野断層帯主部 (45\_5) における全半壊棟数 (冬以外)

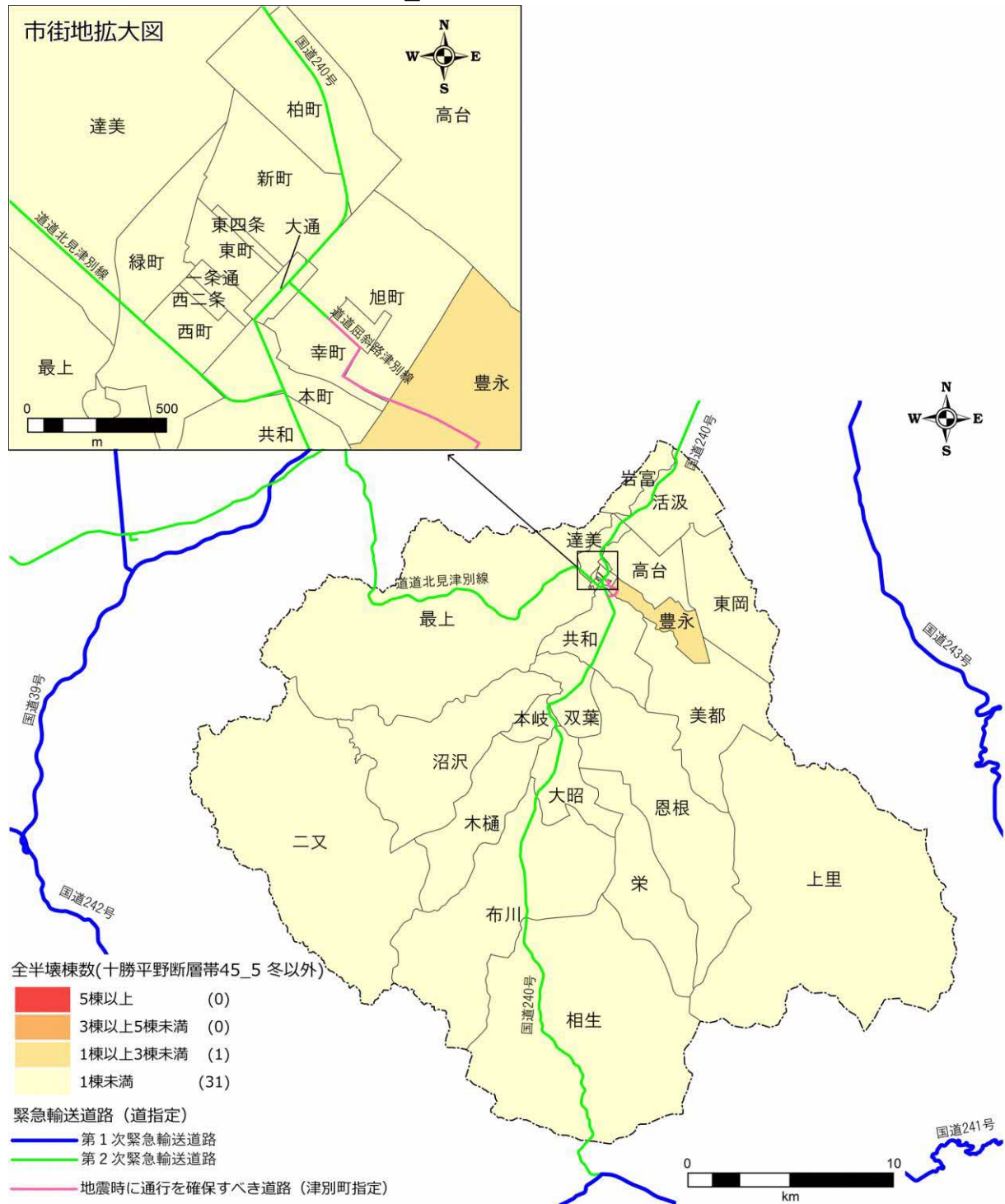


図 2-12 十勝平野断層帯主部 (45\_5) における全半壊率 (冬以外)

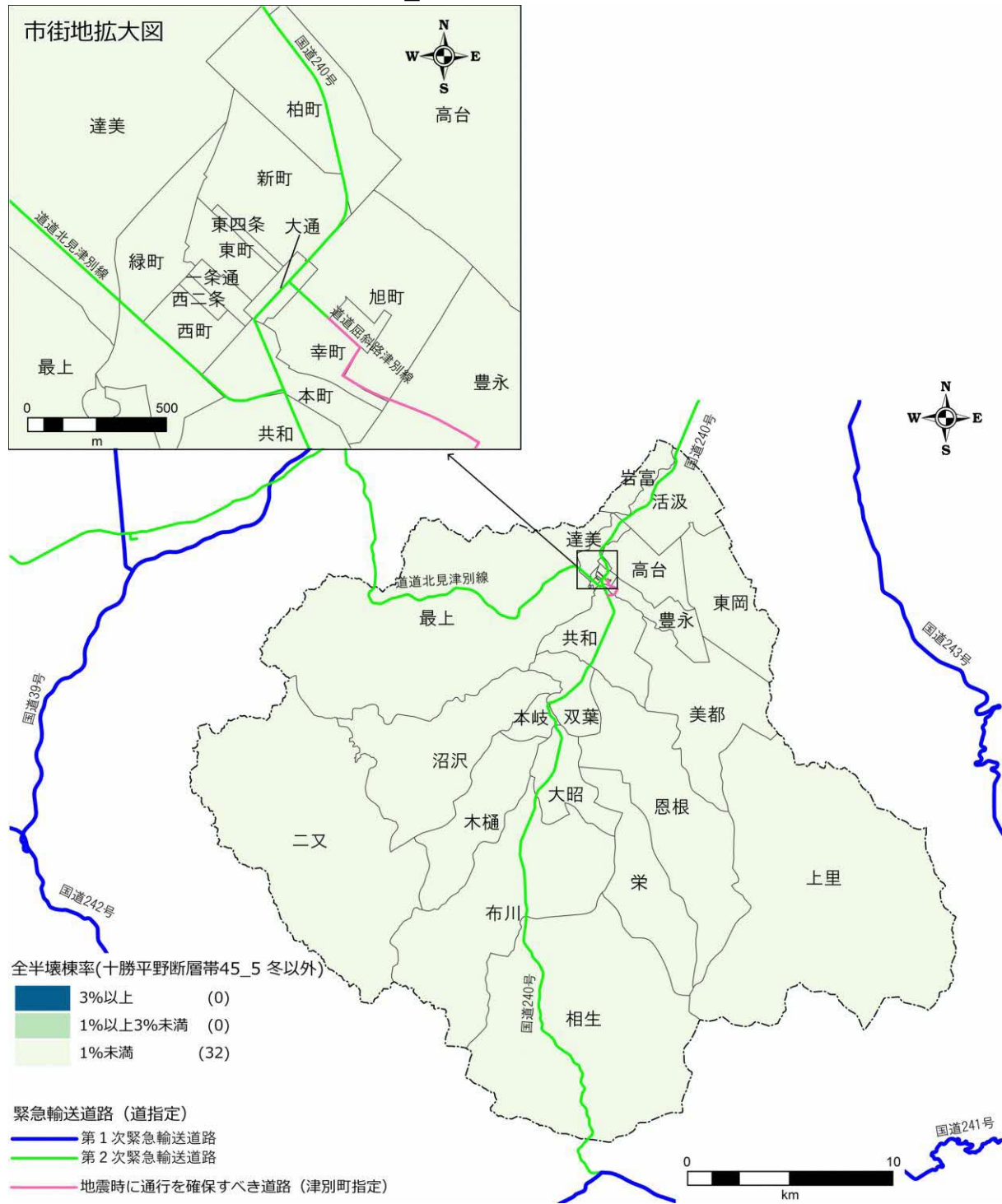


表 2-9 十勝平野断層帯主部 (45\_5) における被害想定 (冬以外)

	字名	面積 (km <sup>2</sup> )	建築物数 (棟)	全半壊棟数 (棟)	全半壊率 (%)	死者数	負傷者数	負傷者数	
								重傷者数	軽傷者数
1	東岡	19.29	48	0	0.4%	1未満	1未満	1未満	1未満
2	活汲	13.51	294	1	0.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
3	岩富	4.29	52	0	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
4	達美	2.83	253	0	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
5	最上	100.33	91	0	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
6	幸町	0.09	115	0	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
7	本町	0.10	75	0	0.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
8	大通	0.03	36	0	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
9	一条通	0.02	63	0	0.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
10	西二条	0.01	32	0	0.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
11	東四条	0.01	22	0	0.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
12	柏町	0.22	51	0	0.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
13	緑町	0.21	194	0	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
14	新町	0.18	47	0	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
15	旭町	0.23	182	0	0.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
16	高台	9.50	134	0	0.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
17	豊永	6.33	575	1	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
18	美都	28.85	49	0	0.4%	1未満	1未満	1未満	1未満
19	上里	120.30	50	0	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
20	共和	15.07	501	1	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
21	恩根	44.18	83	0	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
22	栄	23.58	26	0	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
23	双葉	8.39	36	0	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
24	沼沢	38.11	34	0	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
25	本岐	3.34	66	0	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
26	木樋	21.17	27	0	0.5%	1未満	1未満	1未満	1未満
27	二又	93.85	26	0	0.6%	1未満	1未満	1未満	1未満
28	大昭	11.28	113	0	0.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
29	布川	57.67	43	0	0.6%	1未満	1未満	1未満	1未満
30	相生	93.33	162	1	0.4%	1未満	1未満	1未満	1未満
31	東町	0.05	57	0	0.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
32	西町	0.06	50	0	0.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
町全体		716.40	3,587	7	0.2%	0	0	0	0

※字名については、国勢調査の小地域を使用しているため、「東町」には東二条及び東三条が含まれており、「西町」には西三条及び西四条が含まれている。

## 2 耐震化対策の現状の把握

### (1) 住宅の耐震化の現状

住宅の耐震化の現状は、「北海道耐震改修促進計画」（以下「道計画」という）の考え方を基に推計します。道計画では、昭和 57 年以降に建設された住宅は耐震性を有しているものとし、さらに昭和 56 年以前の建設であっても、耐震診断の結果から一定程度は耐震性を有するものとして耐震化率を推計しています。

津別町では、住宅 2,150 棟のうち、昭和 57 年以降建設が 1,029 棟（47.9%）、昭和 56 年以前建設が 1,121 棟（52.1%）となっています。

昭和 56 年以前建設の 1,121 棟についても一部は耐震性を有しており、戸建住宅 519 棟、共同住宅 26 棟、合計 545 棟が耐震性を有するものと推計されます。

その結果、耐震性を有する住宅は 1,574 棟（1,029 棟 + 545 棟）で 73.2%、耐震性が不十分なものは 576 棟で 26.8%と推計されます。

平成 29 年度に策定された前回の「津別町住宅・建築物耐震改修促進計画 改定版」では、道計画との整合を図り、令和 2 年度までに住宅の耐震化率を 95%とすることを目標としていました。

しかし、令和 7 年度現時点の耐震化率は 73.2%となっているため、さらなる耐震化の促進が必要となります。

表 2-10 住宅の耐震化の現状 (単位：棟)

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和 56 年以前の建築物		昭和 57 年 以降の建築物 E	耐震性を有 する建築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A	
		B=C+D	耐震性を有 する建築物 C				耐震性が不 十分な建築物 D
住宅全体	2,150	1,121	545	576	1,029	1,574	73.2%

資料：津別町家屋台帳、津別町調べ

表 2-11 公共住宅の耐震化の現状 (単位：棟)

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和 56 年以前の建築物		昭和 57 年 以降の建築物 E	耐震性を有 する建築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A	
		B=C+D	耐震性を有 する建築物 C				耐震性が不 十分な建築物 D
戸建	42	27	13	14	15	28	66.7%
公営住宅	0	0	0	0	0	0	—
教職員住宅	42	27	13	14	15	28	66.7%
共同	87	28	25	3	59	84	96.6%
公営住宅	73	20	20	0	53	73	100.0%
教職員住宅	13	7	4	3	6	10	76.9%
合計	128	54	37	17	74	111	86.7%

※公営住宅等は昭和 56 年以前建設住宅であっても躯体の安全性が確保されていることから、100%を耐震性有とした。

※公営住宅以外（教職員住宅）の戸建住宅は昭和 56 年以前建設住宅の 47.6%を耐震性有とし、共同住宅は昭和 56 年以前建設住宅の 63.8%を耐震性有とした（いずれも北海道耐震改修促進計画（R3.4）に基づく）。

表 2-12 民間住宅の耐震化の現状

(単位：棟)

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和 56 年以前の建築物			昭和 57 年 以降の建築物 E	耐震性を有 する建築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A
		B=C+D	耐震性を有 する建築物 C	耐震性が不 十分な建築 物 D			
戸建	1,989	1,064	506	558	925	1,431	71.9%
共同	33	3	2	1	30	32	97.0%
合計	2,022	1,067	508	559	955	1,463	72.4%

※戸建住宅は昭和 56 年以前建設住宅の 47.6%を耐震性有とし、共同住宅は昭和 56 年以前建設住宅の 63.8%を耐震性有とした（いずれも北海道耐震改修促進計画（R3.4）に基づく）。

## (2) 特定建築物の耐震化の現状

### ① 特定建築物の範囲

特定建築物は、耐震改修促進法第 14 条の第 1 号から 3 号までに以下のように分類された既存耐震不適格建築物（昭和 56 年以前の旧耐震基準で建てられた建築物）です。

耐震改修促進法第 15 条第 2 項では、上記のうち地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定める規模以上のものについて、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、該当建築物の所有者に対して必要な指示をすることができるかとされています。

表 2-13 特定建築物の概要（耐震改修促進法第 14 条第 1 号～3 号）

該当	区分	内容
1 号	多数の者が利用する建築物 (以下、多数利用建築物)	学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
2 号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (以下、危険物貯蔵等建築物)	火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
3 号	地震時に通行を確保すべき沿道建築物 (以下、避難路沿道建築物)	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

表 2-14 耐震改修促進法第 14 条第 1 号に規定する多数利用建築物となる要件

用途		多数利用建築物 (法第 14 条)	安全性の向上が特 に必要な建築物 (法第 15 条)	耐震診断義務付け 対象建築物	
学校	小学校、中学校、中等教育学校の 前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上 (屋 内運動場の面積を 含む。)	階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上 (屋 内運動場の面積を 含む。)	階数 2 以上かつ 3,500 m <sup>2</sup> 以上 (屋 内運動場の面積を 含む。)	
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上			
体育館 (一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上	
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これ らに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上	
病院、診療所					
劇場、観覧場、映画館、演芸場					
集会所、公会堂					
展示場					
卸売市場					
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む 店舗			階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上	
ホテル、旅館					
賃貸住宅 (共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿 事務所					
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福 祉ホームその他これらに類するもの			階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者 福祉センターその他これらに類するもの					
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 750 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上	
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上	
遊技場					
公衆浴場					
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これに類するもの					
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに 類するサービス業を営む店舗					
工場 (危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供す る建築物を除く)					
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着 場を構成する建築物で、旅客の乗降又は待合い の用に供するもの					
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留 又は駐車のための施設			階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必 要な建築物					

表 2-15 耐震改修促進法第 14 条第 2 号に規定する危険物貯蔵等建築物の要件

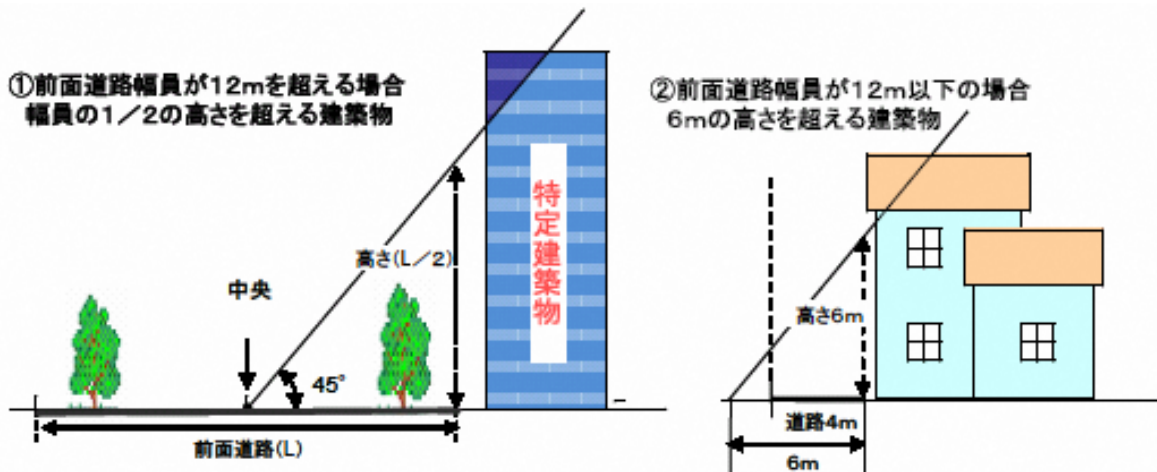
危険物の種類	危険物の数量	安全性の向上が特に必要な建築物（法第 15 条）
① 火薬類（法律で規定） イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 ニ 銃用雷管 ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 ヘ 導爆線又は導火線 ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 チ その他火薬を使用した火工品 その他爆薬を使用した火工品	10 t 5 t 50万個 500万個 5 万個 500km 2 t 10 t 5 t	階数 1 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上
② 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量	
③ 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類	可燃性固体類 30 t	
④ 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性液体類 20 m <sup>3</sup>	
⑤ マッチ	300 マッチトン <sup>※</sup>	
⑥ 可燃性のガス（⑦及び⑧を除く）	2 万 m <sup>3</sup>	
⑦ 圧縮ガス	20 万 m <sup>3</sup>	
⑧ 液化ガス	2,000 t	
⑨ 毒物及び劇薬取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）	20 t	
⑩ 毒物及び劇薬取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	200 t	

※マッチトン：マッチの計量単位で、1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17 mm）で 7,200 個

避難路沿道建築物は、その高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ定める距離を加えたものを超える建築物としています。

- ・幅員 12 m 以下の場合 6 m + 前面道路までの水平距離
- ・幅員 12 m を超える場合 前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離 + 前面道路までの水平距離

図 2-13 特定建築物となる建築物高さの考え方（避難路沿道建築物）



## ②耐震化の現状

耐震改修促進法第 14 条に規定する特定建築物は 7 棟あり、全て多数利用建築物です。危険物貯蔵等建築物、避難路沿道建築物は該当ありません。

多数利用建築物 7 棟のうち、昭和 56 年以前「旧耐震基準」建築物は 2 棟、昭和 57 年以降の「新耐震基準」建築物は 5 棟となっています。昭和 56 年以前の建築物のうち 1 棟は耐震改修済です。

また、このうち法第 15 条に規定する安全性の向上が特に必要な建築物は 4 棟、法附則第 3 条に規定する耐震診断義務付け対象建築物は 2 棟が該当します。

多数利用建築物の耐震化率は 85.7%、安全性の向上が特に必要な建築物の耐震化率は 75.0%となっています。耐震診断義務付け建築物については、既に耐震化率 100%を達成しています。

表 2-16 町内の特定建築物の棟数

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和 56 年以前の建築物			昭和 57 年以降の建築物 E	耐震性を有する建築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A
		B=C+D	耐震性を有する建築物 C	耐震性が不十分な建築物 D			
多数利用建築物 (法第 14 条)	7	2	1	1	5	6	85.7%
公共施設	6	2	1	1	4	5	83.3%
民間施設	1	0	0	0	1	1	100.0%
安全性の向上が特に必要な建築物 (法第 15 条)	4	2	1	1	2	3	75.0%
公共施設	4	2	1	1	2	3	75.0%
民間施設	0	0	0	0	0	0	—
耐震診断義務付け対象建築物 (法附則第 3 条)	2	0	0	0	2	2	100.0%
公共施設	2	0	0	0	2	2	100.0%
民間施設	0	0	0	0	0	0	—

表 2-17 多数利用建築物の耐震化状況 (単位:棟)

所有	用途	多数利用建築物 総数 A	S56 以前の建築物		S57 以降の 建築物 D	耐震性有建 築物 E=C+D	耐震化率 F=E/A
			B	内耐震性 有 C			
公共施設	学校	3	1	1	2	3	100.0%
	体育館	1	0	0	1	1	100.0%
	集会所、公会堂	1	1	0	0	0	0.0%
	ホテル、旅館	1	0	0	1	1	100.0%
	公共施設 計	6	2	1	4	5	83.3%
民間施設	事務所	1	0	0	1	1	100.0%
	民間施設 計	1	0	0	1	1	100.0%
合計		7	2	1	5	6	85.7%

※学校については、体育館を含めた 1 施設を 1 棟（津別小学校の旧校舎を除く）としている。

### (3) 町が所有する公共建築物の耐震化の状況

津別町が所有する公共建築物の耐震化状況をみると、258 棟のうち、昭和 57 年以降建設が 159 棟（61.6%）、昭和 56 年以前建設が 99 棟（38.4%）となっています。

表 2-18 町が所有する公共建築物の耐震化状況 (単位：棟)

施設分類	a.S56 年以前	b.うち耐震性あり	c.S57 年以降	d.=a.+c. 総数	e.=(b.+c.) /d. 耐震化率
行政施設	1		3	4	75.0%
保健福祉施設	2		0	2	0.0%
産業施設	1		9	10	90.0%
集会施設	15		7	22	31.8%
社会教育・体育施設	3		14	17	82.4%
観光・レクリエーション施設	1		19	20	95.0%
学校教育施設	2	1	4	6	83.3%
住宅	54		74	128	57.8%
環境衛生施設	0		16	16	100.0%
その他施設	20		13	33	39.4%
合計	99	1	159	258	62.0%

### 3 耐震化の目標設定

国や北海道の目標をふまえ、昭和 56 年以前に建築された「住宅」及び「要緊急安全確認大規模建築物」について耐震診断を推進し、下表に示す耐震化の目標に向けて、耐震化の促進に取り組めます。

耐震性が不足する住宅・建築物に対する耐震化（耐震化率）の目標

	国 (R7.7)	北海道 (R3.4)	津別町
住宅	おおむね解消 (令和 17 年度)	おおむね解消 (令和 12 年度)	おおむね解消 (令和 17 年度)
要緊急安全確認 大規模建築物	おおむね解消 (令和 12 年度)	おおむね解消※ (令和 7 年度)	おおむね解消 (令和 12 年度)

※耐震診断義務付け対象建築物

## 第3章 耐震化促進に向けた施策

### 1 住宅・建築物の耐震化の促進に係わる基本的な取組み方針

#### (1) 耐震化促進に向けた各主体の役割

地震における被害を最小限にとどめるためには、町民、事業者、町及び北海道が相互の信頼関係に基づき、「自分の生命は自ら守る」といった自助の考え方、「自らの地域は自ら守る」といった共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要です。

町民、事業者、行政が危機意識を共有し、北海道と連携しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進することとします。

#### ①所有者の役割

建築物所有者は、主体的に地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めることとします。

個人	住宅等所有建物の耐震性の把握に努めるとともに、必要な対応に努める。
会社	所有建築物の耐震性の把握に努めるとともに、必要な対応に努める。

#### ②建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、住宅・建築物の安全性を確保することは、人命に係わる重要な要素であることの認識をもち、住宅や建築物の所有者をはじめとする、地域との信頼関係を築くことに努め、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築ストックの形成に努めることとします。

施工業者 工務店	耐震診断、改修設計等関連技術の習得に努め、耐震改修工事の促進に努める。
協会・団体等	耐震診断、改修促進に係わる相談窓口の設置や技術者育成に努めるとともに、町民に対する普及啓発活動に努める。

#### ③津別町の役割

相談体制や適切な情報提供等町民が安心して耐震診断・改修ができる環境の整備や住宅建築物の安全性の向上に関する啓発及び知識の普及等に努めるものとします。また自ら所有する公共建築物の耐震化に計画的に取り組むこととします。

これらの取組みにあたっては、北海道との連携のもと、推進することとします。

## (2) 実施する事業の方針

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。町は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築等必要な施策を講じ、耐震診断や耐震改修の促進に取り組むこととします。

### 『だれもが安心して耐震診断や耐震改修ができる環境整備の推進』

建築物の所有者による建築物の耐震化の取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための事業の実施など、耐震化の促進に必要な施策を講じることとします。

## (3) 重点的に耐震化を推進すべき地域や建築物の考え方

### ①重点的に耐震化を図る地域

津別町は、「標津断層帯の地震」や「十勝平野断層帯主部による地震」による被害が特に大きいことが想定され、地域による地震影響の違いは少ないことから、町全域を、重点的に耐震化を図る地域とします。

### ②重点的に耐震化を図る建築物

#### ア)住宅

住宅については、過去の地震による、新耐震基準導入以前に建設された木造住宅における被害状況や、新基準建築物の構造種別に応じた法改正、告示基準の制定等を踏まえ、全ての住宅を「重点的に耐震化を図る建築物」とします。

このうち旧基準建築物に該当する木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「より重点的に耐震化を図る建築物」とします。

#### イ)特定建築物

1号特定建築物については多数の者が利用する建築物ですが、令和7年度現在耐震化率は85.7%となっています。

耐震性の確認が取れていない特定建築物である中央公民館について、早期に、建替え又は除却を行い、耐震化率100%の達成を図るものとします。

※ 2号、3号特定建築物は、津別町にはありません

## 2 耐震化促進に向けた施策体系

住宅・建築物の耐震化促進を図るために、住宅の耐震診断・耐震改修等の促進に向けた施策、及び住宅・建築物の耐震化に向けた啓発及び知識の普及に関する施策、及び所管行政庁との連携を進めます。

表 3-1 耐震化促進に向けた施策体系

<b>(1) 住宅の耐震診断及び耐震改修等の促進を図るための施策</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 耐震診断の促進</li><li>② 危険な空き家等の除却推進</li><li>③ 住宅改修等のための支援</li><li>④ 地震時に通行を確保すべき道路の指定</li></ul>
<b>(2) 啓発及び知識の普及に関する施策</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 地震揺れやすさマップの公表・更新</li><li>② 相談体制・情報提供の充実</li><li>③ 総合的な建築物の安全対策の推進</li><li>④ セミナー・講習会等情報提供の充実</li><li>⑤ リフォームに併せた耐震改修の誘導策</li><li>⑥ 地域における取組みの推進</li></ul>
<b>(3) 所管行政庁との連携</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 耐震改修促進法に基づく指導等</li><li>② 建築基準法に基づく勧告または命令</li><li>③ 「全道住宅建築物耐震改修促進会議」への参加</li></ul>

## (1) 住宅の耐震診断及び耐震改修等の促進を図るための施策

### ①耐震診断の促進

昭和 56 年以前に建てられた住宅については、まず耐震診断を実施することが重要となります。

耐震診断は、所有者が耐震改修を必要とするか否かを判断する上で必要な調査であり、耐震診断を実施することで防災上の意識の向上、地震に対する不安解消に寄与するものです。

耐震診断には、簡易診断、一般診断、精密診断があります。簡易診断は行政や関係機関が一般向けに普及しているものであり、所有者自身が手順に従って診断できる方法です。また、一般診断は通常、建築士・工務店などの専門家が有料で現地調査を行って老朽度や壁量などから必要な耐力を判定するものです。

北海道では、道民に対して適切な情報提供と耐震化に関する意識啓発を行うことを目的に戸建て木造住宅を対象に各（総合）振興局において無料診断業務を実施しています。耐震診断の結果、耐震性に疑義があると判断された所有者等に対しては、（社）北海道建築設計事務所協会が実施している有料相談やホームページ等による耐震診断技術者情報などの情報提供を行い、より詳細な診断を進めることとしています。

津別町では、公共施設におけるポスター掲示やホームページ等により耐震診断の必要性と耐震診断に関する情報発信を行い、耐震診断の実施を図ります。

また、北海道では「既存住宅耐震改修事業補助金制度」を見直し、補助制度を設けている市町村に対し、耐震診断、補強設計、耐震改修の補助を行うこととしています。津別町においても、今後、道の補助制度を活用した施策の拡充について検討します。

表 3-2 各（総合）振興局における戸建て木造住宅無料耐震診断の概要

対象住宅	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 2 階建て以下で延べ床面積が 500 平方メートル以下の木造戸建て住宅</li><li>・ 申請者が当該戸建て住宅を所有又は居住していること</li><li>・ 建築年次は問わない</li></ul>
診断方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 財団法人日本建築防災協会の診断ソフト（一般診断法）を使用</li><li>・ 現地調査は行わず、住宅の状況については図面と申請者からの申告により判断</li><li>・ 診断結果は 1 週間程度</li></ul>
耐震診断の窓口	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 各（総合）振興局建設指導課において、月 1 回程度耐震診断窓口を開設し、耐震診断を実施</li></ul>
必要資料	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 住宅の図面（仕上げ表、寸法の記入のある各階平面図で筋かい等の位置及び仕様のわかるもの）</li></ul>

## ②危険な空き家等の除却推進

本町では現在、空き家等の撤去を行う場合に、最大で50万円の助成を行っています。昭和56年以前に建てられた旧耐震基準の住宅については、大地震発生時に倒壊等の危険があることから、住宅の老朽化が進み、耐震改修等が困難である空き家等の撤去を推進し、撤去に関する補助事業の継続を検討します。

加えて、広報やホームページ等による幅広い周知を行い、耐震性が満たされていない住宅の解消を図ります。

### 津別町空き家等撤去促進事業（概要）

#### 【対象となる家屋】

- ・3年以上使用していない、または今後使用する見込みのない空き家と、放置されたまま荒廃している廃屋が対象。
- ・範囲は、いずれも住宅（店舗等との併用住宅を含む）とそれに附属する物置などの附属家のみであり、工場や倉庫は該当しない。

#### 【対象となる所有者】

- ・町内在住の有無や個人・法人を問わない。
- ・所有者が代理の方に申請を依頼する場合は、委任状等の書類が必要。

#### 【対象となる事業】

- ・津別町内の業者が取り壊しを行う場合のみ対象。
- ・町外の業者が請け負うもの、また、個人が行うものは対象外。

#### 【対象となる金額・補助額】

- ・対象となる工事金額は50万円以上。
- ・補助額は、工事金額の2分の1とし、50万円を上限。
- ・実質の補助額は、25万円から50万円。
- ・申請する場合、業者からの見積書が必要。

## ③住宅改修等のための支援

津別町においては現在、住宅の改修に係る助成制度を設けています。住宅の改修にあわせた耐震改修の実施をより一層推進し、助成制度についても現行の50万円（最大）からの増額を検討するとともに、広報やホームページ等による幅広い周知を行い、耐震改修の促進に努めます。

また、新築住宅や中古住宅の購入に伴う奨励金制度（移住・定住促進）も周知しながら、耐震性が満たされていない住宅の解消を図ります。

北海道では「既存住宅耐震改修事業補助金制度」を見直し、補助制度を設けている市町村に対し、耐震診断、補強設計、耐震改修の補助を行うこととしています。また、国においても「住宅の耐震化を総合的に支援するメニュー」を創設しており、住宅耐震化に向けた積極的な取り組みを行う地方公共団体に対し補助を行うこととしています。

津別町においても、今後、道や国の補助制度を活用した施策の拡充について検討します。

#### **持家建設奨励金（改修工事の概要）**

津別町では、町内に持ち家を新築、中古住宅を購入、住宅の改修工事を行い、10年以上の定住を確約する方に奨励金を交付。

※ 奨励金の10%は、「津別町商工スタンプ会発行商品券」での交付。（上限10万円）

#### **【該当要件】**

○住宅の改修工事

1. 町内に自らが住む、建築後10年以上を経過した住宅を改修し、かつ10年以上の定住を確約する方。
2. 改修工事に要する費用が50万円（消費税等額含む）以上で、町内の業者が請け負う改修工事であること。
3. 改修に要する費用に含めないものもある。
4. 年度内に改修工事が完了し、費用の支払いが済むこと
5. 改修工事区分
  - ① 増築：既存の住宅部分の存しない箇所に、住宅部分の床面積を増床させる工事又は、住宅部分以外の部分を住宅に変更し、住宅部分の床面積を増床させる工事
  - ② 改築：既存の住宅部分の一部を取り壊し、当該住宅部分が存した箇所に住宅部分を改めて建築する工事
  - ③ 修繕
    - A 住宅の耐久性を高めるための工事
    - B 住宅の安全上又は防災上必要な工事
    - C 住宅の居住性を良好にするための工事又は住宅の衛生上必要な工事
    - D 環境負荷低減に資する工事

#### **【奨励金の額】**

○住宅の改修工事

改修工事費用（消費税等額含む）の20%で、50万円が奨励金の限度。

#### ④地震時に通行を確保すべき道路の指定

耐震改修促進法第5条第3項第3号において、都道府県は建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合、当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項を記載できることとされています。

道は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路（北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会）を地震時に通行を確保すべき道路（以下、「緊急輸送道路」という）として指定しています。

##### 北海道の緊急輸送道路

###### ・第1次緊急輸送道路

道庁、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

###### ・第2次緊急輸送道路

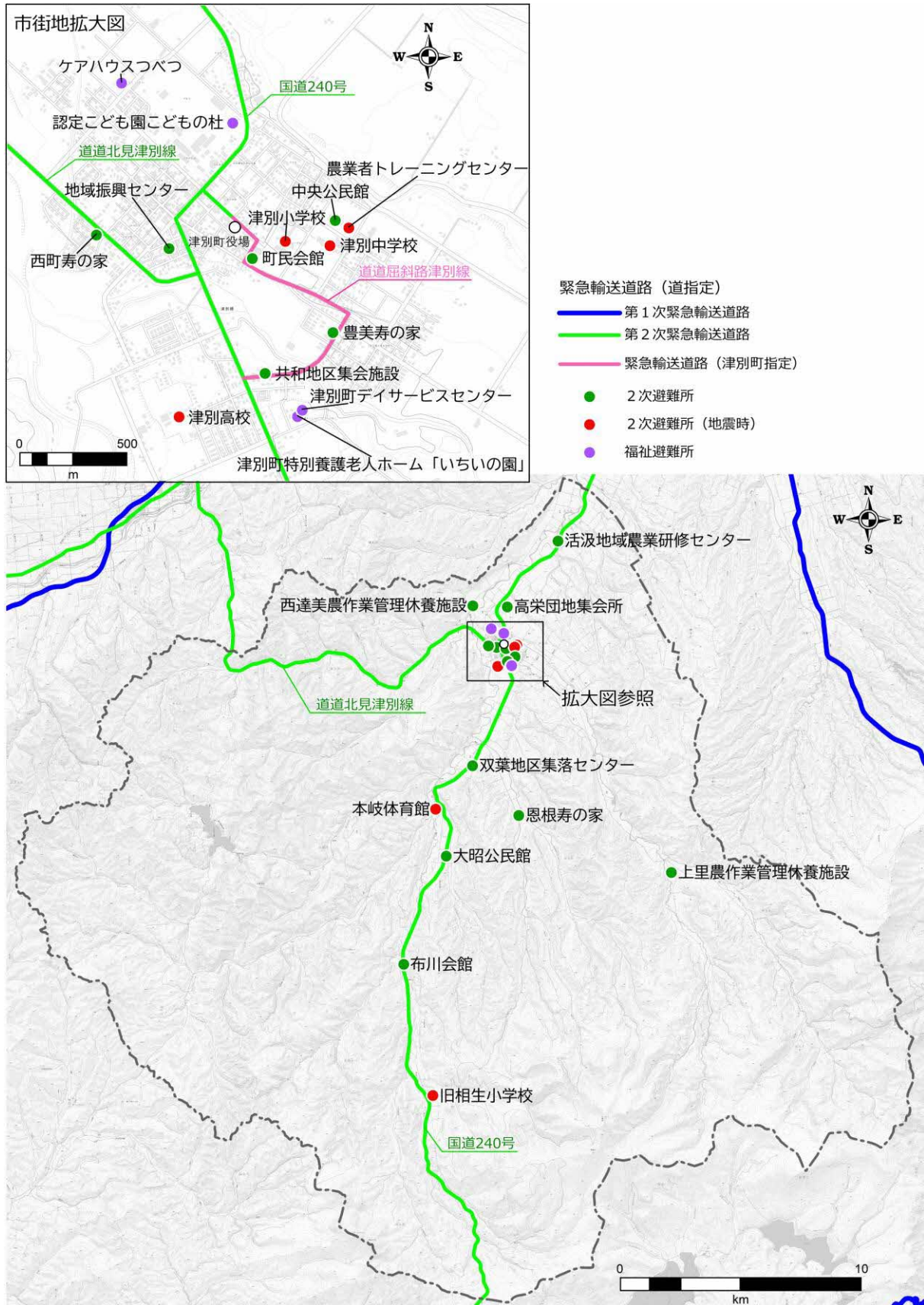
第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点等を連絡する道路

###### ・第3次緊急輸送道路

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

津別町においては、国道240号及び道道北見津別線、道道屈斜路津別線（一部）は道が指定する第2次緊急輸送道路として位置づけられており、道道屈斜路津別線（一部）は津別町が指定する地震時に通行を確保すべき道路として位置づけられています。

図 3-1 緊急輸送道路と避難所



## (2) 啓発及び知識の普及に関する施策

### ①地震揺れやすさマップの公表・更新

平成22年度に策定された「津別町住宅・建築物耐震改修促進計画」では、地震による揺れやすさがわかる「揺れやすさマップ」及び建物倒壊の災害予測地図の「危険度マップ」を公表しています。

「揺れやすさマップ」については、新たな想定地震に基づいた更新を行い、町民へ配布することにより、町民の地震による被害の可能性と住宅の耐震改修の必要性など耐震改修促進に向けた意識啓発を図ります。

また、避難所の一覧や災害に対する備えをわかりやすくまとめたリーフレット等を町ホームページ等で公表しており、引き続き町民の防災意識の啓発を図ります。

図 3-2 リーフレット、ポスター・チラシ



## ②相談体制・情報提供の充実

津別町では、安心して住宅・建築物の耐震診断や耐震改修ができるよう、木造住宅の耐震診断や耐震改修に関する相談については、既設の住宅相談窓口において随時対応するとともに、周知を図ることとします。

また、北海道と連携し、耐震診断や改修の必要性についての情報提供を図ることとします。

## ③総合的な建築物の安全対策の推進

これまでの地震による住宅・建築物に関する被害状況をみると、住宅・建築物の倒壊のほか、敷地の崩壊や窓ガラスなど非構造部材等の落下などによる人的被害が多く発生しています。

以上から、津別町では住宅・建築物の耐震化に合わせて、窓ガラス等の落下防止対策などの地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

### a. 窓ガラス等の落下の防止対策

地震動による落下物からの危害を防止するため、建築物の窓ガラス・外装材・屋外広告物・大規模空間の天井など落下のおそれのあるものについて、所有者に対し安全対策の必要性や対処方法など啓発を図ります。

### b. エレベーター内の閉じ込め防止対策

近年、地震発生時にエレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じ込められるなどの被害が発生しています。

これらの被害を防止するため、地震の初期振動を感知し、最寄階に停止させ、ドアを開放する「地震時管制運転装置」の設置の促進を図るとともに、地震時のリスク等を周知するなど、安全性の確保について啓発を図ります。

また、町が所有する公共施設についても対策を検討します。

### c. 家具の転倒防止対策

地震発生時に家具の転倒等による人的被害を防ぐために、家具の転倒防止策や住宅における家具の適正配置など室内の安全性の確保について啓発を図ります。

### d. ブロック塀等の倒壊防止対策

地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を遵守させるなど、安全性の確保について指導します。

#### ④セミナー・講習会等情報提供の充実

北海道では、所有者の耐震診断・耐震改修の重要性や必要性に関する知識の普及を図るため、地震防災セミナーやリフォームセミナー等の開催をしています。

また、建築士等の技術の習得や資質の向上を図るため、耐震改修支援センター等の協力を得て、耐震診断・耐震改修技術講習会を開催しています。

津別町では、上記のセミナー等の開催について周知を行い、住宅・建築物の耐震化に関する知識の普及を進め、住宅・建築物の耐震化の促進を図ります。

#### ⑤リフォームに併せた耐震改修の誘導策

津別町においては、既存住宅における住宅設備の更新や、バリアフリーリフォーム（高齢者向け住宅改修）等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要かつ効果的であるため、リフォーム等と併せて耐震改修が行われるよう、相談窓口等での対応とも連携し、普及・啓発を図ることとします。

#### ⑥地域における取組みの推進

北海道では、所有者の耐震診断・耐震改修の重要性や必要性に関する知識の普及を図るため、町内会等を単位とした出前講座を開催しています。

津別町では、「自らの地域は自ら守る」「自らの問題は地域の問題」といった共助の考え方を基本とし、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成・指導を推進し、地域防災組織と連携して、耐震診断及び耐震改修の啓発及び知識の普及に努めることとします。

### **(3) 所管行政庁との連携**

#### **①耐震改修促進法に基づく指導等**

平成 25 年の耐震改修促進法の改正では第 16 条において、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての住宅や建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務が課されることとなりました。

このため、所管行政庁（津別町の場合はオホーツク総合振興局）は、周辺への影響などを勘案して必要があると認めるときは、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行うことができるとされています。

また、耐震診断が義務付けされた不特定多数の者等が利用する大規模建築物及び耐震改修促進法第 15 条第 2 項に規定する不特定多数の者等が利用する一定規模以上の建築物等について、所有者が必要な耐震診断や耐震改修を行われていない場合に、所管行政庁は国の基本方針に規定する技術上の指針となるべき事項を勘案して、指導・助言・指示等を行うことができるとされています。

津別町においても北海道と連携し、必要に応じた対応を行います。

#### **②建築基準法に基づく勧告または命令**

建築基準法では、耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、耐震診断が義務づけられた大規模建築物等の所有者が必要な対策をとらなかった場合、所管行政庁（津別町の場合はオホーツク総合振興局）は建築基準法第 10 条の規定に基づく勧告や命令を行うことができるとされています。

津別町においても北海道と連携し、必要に応じた対応を行います。

建築基準法による勧告または命令：

構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を行うことができます。また、損傷・腐食及びその他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、建築基準法第 10 条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うことができます。

#### **③「全道住宅建築物耐震改修促進会議」への参加**

津別町は、北海道、市町村及び建築関係団体で構成する「全道住宅建築物耐震改修促進会議」へ参加し、住宅・建築物の耐震化に向けて連携しながら進めます。

## 参考資料

### 1 特定建築物一覧

#### (1) 多数利用建築物

##### ①公共

耐震区分	多数利用用途	施設名	構造	延床面積	階数
昭和 56 年以前	学校	津別小学校校舎 (旧校舎)	鉄筋コンクリート	2,043	2
	集会所、公会堂	中央公民館	鉄骨鉄筋コンクリート	2,603	3
昭和 57 年以降	学校	津別小学校	鉄筋コンクリート	4,490	2
		津別中学校校舎	鉄筋コンクリート	4,777	2
	体育館	農業者トレーニングセンター	鉄骨鉄筋コンクリート	1,797	2
	ホテル、旅館	森の健康館増築分 (新館)	木造	1,441	3

##### ②民間

耐震区分	多数利用用途	資産税所在	建築年	構造	総床面積	階数 合計
昭和 57 年以降	事務所	字達美 1 6 2 番地 1	2015	鉄骨	1,785	3

#### (2) 指定避難所 (拠点避難所)、2次避難所、福祉避難所

自治会名	避難所名	2次避難所		拠点避難所 (指定避難所)	福祉避難所	所在地
			地震			
幸町、西町、東町、新町、東達美、達美、下最上、上最上	津別小学校	○	○	○		幸町 69-1
本町	地域振興センター	○				本町 83-1
旭町第 1、旭町第 2、旭町第 3	中央公民館	○				豊永 5-1
柏町、達美町	農業者トレーニングセンター	○	○	○		豊永 6-1
高台町	高栄団地集会所	○				高台 42
緑町第 1	町内会館	○				幸町 65-1
緑町第 2、緑町第 3	西町寿の家	○				緑町 10-1
共和第 2、共和第 3、共和第 4	津別高校	○	○	○		共和 32-2 外
豊永第 1、豊永第 2、豊永第 4、高台第 1、高台第 2、下美都、上美都	津別中学校	○	○	○		豊永 6-2
豊永第 3	豊美寿の家	○				豊永 20-1
東岡、活汲中央、活汲第 1、活汲第 3、岩富	活汲地域農業研修センター	○		○		活汲 265-1
西達美	西達美農作業管理休養施設	○				最上 46-15
上里	上里農作業管理休養施設	○				上里 156
共和第 1	共和地区集会施設	○				共和 17-6
恩根	恩根寿の家	○				恩根 162-1
双葉	双葉地区集落センター	○				双葉 51-1
沼沢、木樋、二又、本岐市街、本岐第 2	本岐体育館	○	○			本岐 105
大昭	大昭公民館	○				大昭 125
布川	布川会館	○				布川 89-1
相生中央、相生第 2	旧相生小学校	○	○			相生 176
	津別町特別養護老人ホーム「いちいの園」				○	共和 25-1
	津別町デイサービスセンター				○	共和 25-1
	ケアハウスつばつ				○	達美 213-8
	認定こども園こどもの杜				○	新町 15-9

### (3) 町が所有する公共建築物

施設分類	施設名称	a.S56 年以前	b.うち耐 震性あり	c.S57 年以降	d.=a.+c. 総数	e.= (b.+c.) /d. 耐震化率	多数利 用建築 物	特定建 築物 (法 14 条)	安全性の 向上が特 に必要な 建築物 (法 15 条)
行政施設	相生詰所	1			1	0.0%			
	公用車庫			1	1	100.0%			
	役場庁舎			1	1	100.0%			
	大通地区コミュニティ施設			1	1	100.0%			
保健福祉施設	老人福祉寮	1			1	0.0%			
	老人福祉寮②増築	1			1	0.0%			
産業施設	地域振興センター	1			1	0.0%			
	堆肥製造施設			1	1	100.0%			
	堆肥製造施設②			1	1	100.0%			
	堆肥製造施設③			1	1	100.0%			
	堆肥製造施設④			1	1	100.0%			
	堆肥製造施設（付属施設）			1	1	100.0%			
	木質ペレット製造施設			1	1	100.0%			
	木質ペレット製品保管庫			1	1	100.0%			
	熱供給施設上屋			1	1	100.0%			
	木質バイオマスセンター			1	1	100.0%			
集会施設	共和地区集会施設	1			1	0.0%			
	相生公民館	1			1	0.0%			
	達美地区農業集会施設			1	1	100.0%			
	最上会館	1			1	0.0%			
	高栄集会所	1			1	0.0%			
	友楽園（旧網走信用金庫）	1			1	0.0%			
	柏寿園			1	1	100.0%			
	美都寿の家	1			1	0.0%			
	旭町寿の家（旭昇園）			1	1	100.0%			
	恩根寿の家			1	1	100.0%			
	活汲寿の家			1	1	100.0%			
	豊美寿の家	1			1	0.0%			
	西町寿の家	1			1	0.0%			
	共和寿の家	1			1	0.0%			
	布川寿の家	1			1	0.0%			
	本岐寿の家	1			1	0.0%			
	本岐地域農業研修センター	1			1	0.0%			
	活汲地域農業研修センター	1			1	0.0%			
	活汲第3地区農作業準備休憩施設			1	1	100.0%			
	沼沢地区農作業準備休憩施設			1	1	100.0%			
	中央公民館	1			1	0.0%	○	○	
	町民会館	1			1	0.0%			
	社会教育・体育施設	児童館	1			1	0.0%		
食品加工研修センター				1	1	100.0%			
本岐多目的公園研修施設				1	1	100.0%			
郷土資料室		1			1	0.0%			
農業者トレーニングセンター				1	1	100.0%	○		
温水プール				1	1	100.0%			
修武館		1			1	0.0%			
多目的運動公園サッカー・ラグビー場管理棟				1	1	100.0%			
多目的運動公園サッカー・ラグビー場物品庫				1	1	100.0%			
多目的運動公園管理用物置				1	1	100.0%			
多目的運動公園管理用倉庫				1	1	100.0%			
多目的運動公園パークゴルフ管理棟				1	1	100.0%			
テニスコート管理棟				1	1	100.0%			
ファミリースキー場ロッジ（移転改築後）				1	1	100.0%			
屋内ゲートボール場				1	1	100.0%			
スポーツ交流館				1	1	100.0%			
農業者トレーニングセンター増築				1	1	100.0%			
観光・レクリエーション施設	多目的活動センター			1	1	100.0%			
	つべつ木材工芸館			1	1	100.0%			
	木工体験工房			1	1	100.0%			

施設分類	施設名称	a.S56	b.うち耐	c.S57	d.=a.+c.	e.=	多数利	特定建	安全性の
		年以前	震性あり						
						/d.	物	(法 14	に必要な
						耐震化率		条)	建築物
								(法 15	条)
	21 世紀の森学習展示館			1	1	100.0%			
	体験交流施設本館（牧場の宿 GYUGYU-TTO）			1	1	100.0%			
	体験交流施設倉庫			1	1	100.0%			
	体験交流施設新館（牧場の宿 GYUGYU-TTO）			1	1	100.0%			
	相生物産館（相生総合交流ターミナル）			1	1	100.0%			
	森の健康館（本館）			1	1	100.0%			
	森の健康館増築分（新館）			1	1	100.0%	○		
	津別峠展望施設			1	1	100.0%			
	レストハウス			1	1	100.0%			
	野外演芸場（丸玉記念館）	1			1	0.0%			
	河岸公園管理倉庫			1	1	100.0%			
	河岸公園公衆トイレ			1	1	100.0%			
	自然運動公園物品庫			1	1	100.0%			
	自然運動公園展望施設			1	1	100.0%			
	チミクップ湖キャンプ場公衆トイレ			1	1	100.0%			
	クマヤキハウス			1	1	100.0%			
	ネイチャーセンター			1	1	100.0%			
学校教育施設	津別小学校校舎	1	1		1	100.0%	○	○	
	津別小学校校舎（増築）			1	1	100.0%	○		
	津別小学校体育館			1	1	100.0%			
	津別中学校校舎			1	1	100.0%	○		
	津別中学校体育館			1	1	100.0%			
	学校給食センター	1			1	0.0%			
住宅	本岐団地（109-112 号）	1			1	0.0%			
	本岐団地（113-116 号）	1			1	0.0%			
	本岐第 2 団地（320-327 号）	1			1	0.0%			
	高栄団地（17-20 号）	1			1	0.0%			
	高栄団地（21-24 号）	1			1	0.0%			
	高栄団地（25-26 号）	1			1	0.0%			
	高栄団地（27-30 号）	1			1	0.0%			
	高栄団地（31-34 号）	1			1	0.0%			
	高栄団地（43-44 号）	1			1	0.0%			
	高栄団地（141-144 号）	1			1	0.0%			
	高栄団地（145-148 号）	1			1	0.0%			
	高栄団地（149-152 号）	1			1	0.0%			
	高栄団地（153-156 号）	1			1	0.0%			
	活汲団地（306-309 号）	1			1	0.0%			
	活汲第 2 団地（366-367 号）			1	1	100.0%			
	活汲第 2 団地（372-373 号）			1	1	100.0%			
	活汲中央団地（378-381 号）			1	1	100.0%			
	西町第 2 団地（255-256 号）	1			1	0.0%			
	西町第 2 団地（360-361 号）			1	1	100.0%			
	共和第 2 団地（296-303 号）	1			1	0.0%			
	共和第 2 団地（304-305 号）	1			1	0.0%			
	共和第 2 団地（332-339 号）	1			1	0.0%			
	共和第 2 団地（340-347 号）			1	1	100.0%			
	共和第 2 団地（348-355 号）			1	1	100.0%			
	共和第 3 団地（356-359 号）			1	1	100.0%			
	共和第 4 団地（382-383 号）			1	1	100.0%			
	緑町団地（275-283 号）	1			1	0.0%			
	豊永団地（384-387 号）			1	1	100.0%			
	豊永団地（389-393 号）			1	1	100.0%			
	豊永団地（394-396・516・517 号）			1	1	100.0%			
	豊永団地（397-399・518 号）			1	1	100.0%			
	豊永団地（509-512 号）			1	1	100.0%			
	豊永団地（513-515・388 号）			1	1	100.0%			
	豊永団地（519・520・400・401 号）			1	1	100.0%			

施設分類	施設名称	a.S56	b.うち耐震性あり	c.S57	d.=a.+c. 総数	e.= (b.+c.) /d. 耐震化率	多数利用建築物	特定建築物 (法 14 条)	安全性の向上が特に必要な建築物 (法 15 条)
		年以前							
	豊永団地 (601-605 号)			1	1	100.0%			
	豊永第 2 団地 (221-226 号)	1			1	0.0%			
	たつみ団地 (362-365 号)			1	1	100.0%			
	たつみ団地 (368-371 号)			1	1	100.0%			
	たつみ団地 (374-377 号)			1	1	100.0%			
	たつみ団地 (501-504 号)			1	1	100.0%			
	たつみ団地 (505-508 号)			1	1	100.0%			
	まちなか A・B 団地 (606-617 号)			1	1	100.0%			
	まちなか C・D・E 団地 (618-633 号)			1	1	100.0%			
	まちなか F・G・H 団地 (634-643 号)			1	1	100.0%			
	まちなか I 団地 (656-659 号)			1	1	100.0%			
	旭町 A 団地 (644-649 号)			1	1	100.0%			
	旭町 C 団地 (650-655 号)			1	1	100.0%			
	特公賃住宅シャレイストウク			1	1	100.0%			
	特公賃住宅シャレイストウク			1	1	100.0%			
	特公賃住宅旭町かえで			1	1	100.0%			
	特公賃住宅旭町かえで第 2			1	1	100.0%			
	特公賃住宅旭町かえで第 2			1	1	100.0%			
	特公賃住宅旭町かえで第 2			1	1	100.0%			
	特公賃住宅たつみ第 2 A 棟			1	1	100.0%			
	特公賃住宅たつみ第 2 B 棟			1	1	100.0%			
	特公賃住宅たつみ第 3 A・B 棟			1	1	100.0%			
	特公賃住宅たつみ第 3 C・D 棟			1	1	100.0%			
	特公賃住宅たつみ第 3 E 棟			1	1	100.0%			
	特公賃住宅緑町第 2 1 号棟			1	1	100.0%			
	特公賃住宅緑町第 2 2 号棟			1	1	100.0%			
	特公賃住宅緑町第 2 3 号棟			1	1	100.0%			
	特公賃住宅緑町第 2 4 号棟			1	1	100.0%			
	特公賃住宅新町			1	1	100.0%			
	特公賃住宅旭町			1	1	100.0%			
	特公賃住宅旭町			1	1	100.0%			
	町有住宅 27			1	1	100.0%			
	町有住宅 28			1	1	100.0%			
	町有住宅 29			1	1	100.0%			
	町有住宅 31-36			1	1	100.0%			
	町有住宅 39	1			1	0.0%			
	町有住宅 40			1	1	100.0%			
	町有住宅 41	1			1	0.0%			
	町有住宅 44	1			1	0.0%			
	町有住宅 45			1	1	100.0%			
	町有住宅 46			1	1	100.0%			
	町有住宅 48-49	1			1	0.0%			
	町有住宅 50-51	1			1	0.0%			
	町有住宅 58-59	1			1	0.0%			
	町有住宅 65	1			1	0.0%			
	町有住宅 80	1			1	0.0%			
	町有住宅 81	1			1	0.0%			
	町有住宅 83-85			1	1	100.0%			
	町有住宅 86-88			1	1	100.0%			
	町有住宅 89-91			1	1	100.0%			
	町有住宅 93			1	1	100.0%			
	町有住宅 94	1			1	0.0%			
	町有住宅 95	1			1	0.0%			
	町有住宅 96	1			1	0.0%			
	町有住宅 97	1			1	0.0%			
	町有住宅 98	1			1	0.0%			
	町有住宅 99			1	1	100.0%			
	町有住宅 100			1	1	100.0%			
	町有住宅 101			1	1	100.0%			
	町有住宅 102			1	1	100.0%			

施設分類	施設名称	a.S56	b.うち耐震性あり	c.S57	d.=a.+c. 総数	e.= (b.+c.) /d. 耐震化率	多数利用建築物	特定建築物 (法 14 条)	安全性の向上が特に必要な建築物 (法 15 条)
		年以前							
	職員住宅 13	1			1	0.0%			
	職員住宅 14	1			1	0.0%			
	職員住宅 15-16	1			1	0.0%			
	職員住宅 17-18	1			1	0.0%			
	職員住宅 19-20	1			1	0.0%			
	職員住宅 31	1			1	0.0%			
	職員住宅 32	1			1	0.0%			
	職員住宅 33	1			1	0.0%			
	職員住宅 69-70			1	1	100.0%			
	職員住宅 71			1	1	100.0%			
	職員住宅 72-73	1			1	0.0%			
	職員住宅 74-77			1	1	100.0%			
	教職員住宅 津別小 10	1			1	0.0%			
	教職員住宅 津別小 17	1			1	0.0%			
	教職員住宅 津別小 18	1			1	0.0%			
	教職員住宅 津別小 19	1			1	0.0%			
	教職員住宅 津別小 21			1	1	100.0%			
	教職員住宅 津別小 22	1			1	0.0%			
	教職員住宅 津別中 12	1			1	0.0%			
	教職員住宅 津別中 13	1			1	0.0%			
	教職員住宅 津別中 14	1			1	0.0%			
	教職員住宅 津別中 15	1			1	0.0%			
	教職員住宅 津別中 17	1			1	0.0%			
	教職員住宅 津別中 18	1			1	0.0%			
	教職員住宅 津別中 19			1	1	100.0%			
	教職員住宅 津別中 20			1	1	100.0%			
	西町団地 A 棟			1	1	100.0%			
	西町団地 B 棟			1	1	100.0%			
	西町団地 C 棟			1	1	100.0%			
	西町団地 D 棟			1	1	100.0%			
	まちなか団地 (Ⅲ工区・J 棟 1 棟 4 戸)			1	1	100.0%			
	相生団地 A 棟			1	1	100.0%			
	相生団地 B 棟			1	1	100.0%			
	本岐団地 A 棟			1	1	100.0%			
環境衛生施設	津別町公衆浴場			1	1	100.0%			
	一般廃棄物最終処分場管理棟			1	1	100.0%			
	一般廃棄物最終処分場浸出水処理棟			1	1	100.0%			
	鹿処理施設 (旧破砕機等収納車庫)			1	1	100.0%			
	リサイクルセンター			1	1	100.0%			
	リサイクルセンターストックヤード			1	1	100.0%			
	リサイクルセンターストックヤード (増設)			1	1	100.0%			
	雑瓶保管庫			1	1	100.0%			
	クリーンセンター焼却炉			1	1	100.0%			
	下水道管理センター			1	1	100.0%			
	下水道管理センター (汚泥投入施設)			1	1	100.0%			
	下水道管理センター (水処理棟)			1	1	100.0%			
	活汲地区農業集落排水施設			1	1	100.0%			
	一般廃棄物最終処分場 浸出水処理施設			1	1	100.0%			
	一般廃棄物最終処分場 埋立前処理施設			1	1	100.0%			
	一般廃棄物最終処分場 車庫棟			1	1	100.0%			
その他施設	旧活汲特別母と子の家	1			1	0.0%			
	旧相生特別母と子の家	1			1	0.0%			
	旧津別僻地保育所	1			1	0.0%			
	勤労者の家	1			1	0.0%			
	ふるさと留学寮			1	1	100.0%			
	豊永物品庫			1	1	100.0%			

施設分類	施設名称	a.S56	b.うち耐震性あり	c.S57	d.=a.+c. 総数	e.= (b.+c.) /d. 耐震化率	多数利用建築物	特定建築物 (法 14 条)	安全性の向上が特に必要な建築物 (法 15 条)
		年以前							
	まちバス車庫	1			1	0.0%			
	まちバス車庫			1	1	100.0%			
	庄雪車格納庫			1	1	100.0%			
	除雪センター	1			1	0.0%			
	林道開設機械保管庫	1			1	0.0%			
	旧農協共和店	1			1	0.0%			
	旧網走支庁監督員詰所	1			1	0.0%			
	旧駅舎（待合室）			1	1	100.0%			
	旧駅官舎			1	1	100.0%			
	旧駅官舎			1	1	100.0%			
	旧駅車庫			1	1	100.0%			
	旧二又小学校校舎	1			1	0.0%			
	旧相生小学校校舎			1	1	100.0%			
	旧相生小学校体育館	1			1	0.0%			
	旧活汲小学校校舎	1			1	0.0%			
	旧活汲小学校校舎	1			1	0.0%			
	旧活汲小学校校舎	1			1	0.0%			
	旧活汲小学校校舎	1			1	0.0%			
	旧活汲小学校校舎	1			1	0.0%			
	旧活汲小学校体育館	1			1	0.0%			
	旧本岐小学校体育館			1	1	100.0%			
	旧本岐中学校校舎	1			1	0.0%			
	旧本岐中学校体育館	1			1	0.0%			
	豊永資材倉庫（D型倉庫）			1	1	100.0%			
	緑町物品倉庫			1	1	100.0%			
	旧寡婦住宅（107-110号）	1			1	0.0%			
	まちバス車庫用			1	1	100.0%			
合計		99	1	159	258	62.0%	6	2	0